

福井県における

宗教関係公文書の史料学的考察

(その一) 神社明細帳

長野 栄 俊

はじめに

福井県立図書館では、社寺明細帳や寺院台帳をはじめとする、明治十年代から昭和二十年頃まで福井県庁で常用されてきた宗教行政に関する一群の公文書簿冊を所蔵している。本稿の目的はこれらの文書群を史料学的に考察することにある。

まず、最初に取り上げるのは神社明細帳である。神社明細帳は戦後になってからも、神社庁が主体となつて新規に作成されているが、本稿でとりあげるのは、明治期から終戦直後頃まで、県と国とで作成・管理されてきた公文書である。

明治新政府は、祭政一致や神仏分離が始まる宗教政策を打ち出し、後に国家神道という特異な国家宗教体制を展開していく¹⁾。こう

した宗教行政を推進するために必要とされたのが、神社や寺院の実数・実態を把握することであった。そのために作成された公文書の一つが社寺明細帳である。社寺明細帳は、国家が公認した社寺の名称や所在地、由緒等を詳述した公的管理台帳Ⅱ公簿であり、明治十二年にはその書式がほぼ定まっていた。国と県とに一冊ずつ同内容の明細帳が備え付けられ、記載事項の変更や訂正が生じた場合、朱筆による訂正や貼紙による追加が施され、現用文書としての期間を終えるまで書き継がれてきた。

福井県立図書館(以下「図書館」という)では、昭和三十年代末に、これら明細帳をはじめとする一連の宗教行政に関する文書群を収蔵することになり、特に神社明細帳についてはマイクロフィルム化や写真版の作成によって、地域史研究の基本史料として一般に公開されてきた。また、平成十五年度には、人間文化研究機構 国文学研究資料館(旧・文部省史料館Ⅱ国立史料館。以下「史料館」という)で所蔵される神社明細帳および寺院明細帳、寺院台帳の福井県分が、図書館により

マイクロフィルム化され、現在、同館でその写真版を閲覧できるようになっている。

これまで県内で刊行された郷土誌や自治体史における社寺明細帳の参照状況をみてみると、古くは島津盛太郎編『福井県神社誌』(福井県神職会、一九三六年)が「県備付の明細書」を参照したとしており、『稿本福井市史 下巻』(福井市役所、一九四一年)も「第五篇 社寺」において、神社明細帳や寺院明細帳に基づく社寺誌を載せている。戦後になると『武生市史 資料編 社寺の由緒』(武生市役所、一九八七年)が、現存する神社明細帳のうち武生市に該当する部分のみを全文活字翻刻したことは、他の自治体史には例を見ないものであった。近年では『影印本 福井県神社明細帳(嶺南編)』(若狭路文化研究会・げんでんふれあい福井財団、二〇〇一年)も刊行されるなど、社寺明細帳が地域史研究の史料として広く活用されてきていることが見て取れる。

こうした盛んな利用状況にもかかわらず、これら明細帳の種類や調製過程、現存状況や史料の性格等について詳しく述べられた研究

は多くはない。前掲『武生市史』の「解題」(河端五平)や『影印本福井県神社明細帳(嶺南編)』の「解説」(笠松雅弘)などに、若干の記述はあるものの、体系だった記述は管見の限り見当たらない。

他県に目を向けてみると、各地の自治体史等で社寺明細帳の翻刻を掲載する事例が多く見られるが、中でも山口県³や群馬県⁴、埼玉県⁵では、史料学的な観点からの考察や解題が発表されている。また近年、明細帳調製過程における郡町村の実態を明らかにする史料集『社寺明細帳の成立』⁶が刊行された。同書には、各地での研究成果を踏まえ、関係法令を紹介するとともに、明細帳を史料管理学的アプローチ⁷で考察した青木陸「解題」も収載されており、今後の明細帳研究にとって欠くことのできない一冊となっている。本稿でもこれらの先行研究に導かれながら、図書館および史料館が所蔵する福井県の社寺明細帳について考察していきたい。

一、社寺明細帳の残存状況

戦前の神社は、社格制度のもと、官国幣

社と府県社以下諸社の二つに区別されていた。また広義の神社には、招魂社(後に護國神社)や祖霊社、遥拝所も含まれている。これら各種の神社には、それぞれに書式の異なる明細帳が調製されたが、本稿が対象とするのは府県社以下諸社の社寺明細帳である(以下、特に断らない限り「社寺明細帳」という場合は県社以下神社の明細帳を指す。それ以外の明細帳の考察は次稿以後に譲りたい)。

まずは図書館および史料館が所蔵する社寺明細帳の一覧を見ておきたい(表一)。史料名はそれぞれの簿冊表紙に貼付された題箋などの外題に拠っているが、適宜旧字を常用漢字に改めたり、名称を補足したりしたものもある。また、詳しい定義は後に譲るが、作成・管理主体によって、「国本」「県本」「郡本」と仮称して、便宜的に分類することにした。

県立図書館本のうちの県本は、社寺明細帳の本簿のほか、これを補足する追加簿や抜明細帳まで含めると全部で二十六冊あり、これらの原簿となった郡本は四冊現存している。一方の国立史料館本⁸国本は全部で二十

一冊が確認されている。

表一の同一行に記載された県本(左側)と国本(右側)は、ほぼ同一の内容を持つものと考えてよいが、県本の「若狭国大飯郡社寺明細帳追加」にあたる国本が残存していないことがわかる。この一冊を除けば、全ての市と郡の社寺明細帳が、県本・国本ともに残存していることになる(昭和十二年四月一日に市制を施行した敦賀市の社寺明細帳は敦賀郡の簿冊に含まれている)。

他の都道府県での県本の残存状況を詳しく調べたわけではないので、確かな事は言えないが、前掲『社寺明細帳の成立』の巻末附録「社寺明細帳道府県市別残存状況一覧表(史料館所蔵)」を参照すると、国本だけに限ってみても、社寺明細帳が県下全市郡揃いで残存している県は福井県を除けば、北海道や石川県など十一道県しかない。中には青森県や滋賀県のように、史料館で所蔵する国本が一冊もない県もあることから、福井県のように、社寺明細帳が県本・国本ともに全市郡分現存しているのは、かなり珍しいケースと言えるのではないだろうか。

表一 福井県 神社明細帳一覧 (図書館蔵・史料館蔵)

[県立図書館本] = 県本		[国立史料館本] = 国本	
請求記号	史料名	請求記号	史料名
本 簿			
H172/E/1	越前国福井市神社明細帳 全	44-20	福井県福井市神社明細帳 全
H172/E/2/1	越前国足羽郡神社明細帳 全	44-19	福井県足羽郡神社明細帳 全
H172/E/3/1	越前国吉田郡神社明細帳 全	44-17	福井県吉田郡神社明細帳 全
H172/E/4/1	越前国坂井郡神社明細帳 参册ノ内 壹	44-1	福井県坂井郡神社明細帳 三册ノ内一
H172/E/4/2	越前国坂井郡神社明細帳 参册ノ内 貳	44-2	福井県坂井郡神社明細帳 三册ノ内二
H172/E/4/3	越前国坂井郡神社明細帳 参册ノ内 参	44-3	福井県坂井郡神社明細帳 三册ノ内三
H173/E/1	越前国大野郡神社明細帳 貳册ノ内 壹	44-6	福井県大野郡神社明細帳 二册ノ内一
H173/E/2	越前国大野郡神社明細帳 貳册ノ内 貳	44-7	福井県大野郡神社明細帳 二册ノ内二
H174/E/3/1	越前国南条郡神社明細帳 全	44-18	福井県南条郡神社明細帳 全
H174/E/1	越前国今立郡神社明細帳 貳册ノ内 壹	44-4	福井県今立郡神社明細帳 二册ノ内一
H174/E/2	越前国今立郡神社明細帳 貳册ノ内 貳	44-5	福井県今立郡神社明細帳 二册ノ内二
H174/E/2/1	越前国丹生郡神社明細帳 貳册ノ内 壹	44-12	福井県丹生郡神社明細帳 二册ノ内一
H174/E/2/2	越前国丹生郡神社明細帳 貳册ノ内 貳	44-13	福井県丹生郡神社明細帳 二册ノ内二
H175/E/1	越前国敦賀郡神社明細帳 全	44-11	福井県敦賀郡神社明細帳 全
H177/W/1	若狭国三方郡神社明細帳 全	44-14	福井県三方郡神社明細帳 全
H177/W/2/1	若狭国遠敷郡神社明細帳 全	44-9	福井県遠敷郡神社明細帳 二 全
H177/W/3/1	若狭国大飯郡神社明細帳 全	44-16	福井県大飯郡神社明細帳 全
郡 別 追 加 簿			
H175/E/2	越前国敦賀郡神社明細帳追加 全	44-10	福井県敦賀郡神社明細帳追加 全
H177/W/2	若狭国三方郡神社明細帳追加 全	44-15	福井県三方郡神社明細帳追加 全
H177/W/2/2	若狭国遠敷郡神社明細帳追加 全	44-8	福井県遠敷郡神社明細帳 [追加] 一
H177/W/3/2	若狭国大飯郡神社明細帳追加 全		
抜 明 細 帳			
H170/H/7/1	福井県下(越前・若狭)神社抜明細帳 全	44-21	福井県管下神社抜明細帳
県 別 追 加 簿 ・ 旧 国 別 追 加 簿			
H171/E/3/1	越前国神社明細帳追加		
H176/W/2/1	若狭国神社明細帳追加		
H170/H/2/1	神社明細帳 追加ノ部 (福井県)		
H176/W/1	若狭国境内神社 増之部		

[県立図書館本] = 郡本	
H173/E/3	越前国大野郡神社明細帳 (大野郡役所)
H174/E/3	神社寺院明細帳追加 (今立郡役所)
H172/E/2/2	神社明細簿 (足羽郡役所)
H172/E/2/3	神社豫定明細書 (足羽郡役所)

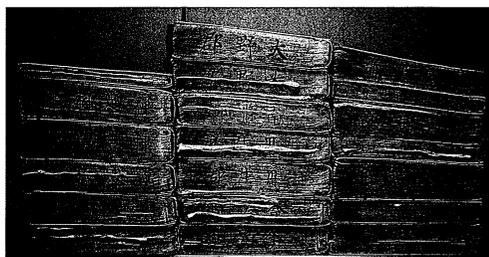


写真5 県本(本簿と郡別追加簿)の小口書

※県立図書館では、上掲明細帳の全てを写真版またはマイクロフィルムで閲覧することができる。

二、神社明細帳調製の前段階

明治十二年に神社明細帳の書式が定められるまで、明治政府は幾度かにわたって神社明細帳の前身となる調査を命じている。ここでは明細帳調製に至る経緯を理解するため、前段階の調査を少し詳しくみておきたい。

まず、明治三年閏十月二十八日、政府は各府藩県に対し、「大小神社之規則」制定のための神社取調を命じている。

〔太政官布告第七百七十九号〕¹⁰⁾

今般国内大小神社之規則御定ニ相成候条、於府藩県、左之箇条委詳取調、当十二月限可差出事

某国某郡某村鎮座

某社 但式内・式外或ハ府藩県別段崇敬之社等之別

一 官社間数 並大小ノ建物

一 祭神並勸請年記附社号改替等之事

但、神仏旧号区別書入之事

一 神位

一 祭日 但年中数度有之候ハ、其中大祭ヲ書載スヘシ

一 社地間敷附地所古今沿革之事

一 勸願所並ニ 宸翰 勸額之有無御撫物

御玉串献上等之事

一 社領現米高

所在之國郡村或ハ裏米並神官家
禄分配之別

一 造営公私或ハ式年等之別

一 撰社末社之事

一 社中職名位階家筋世代附近年社僧復飾

等之別

一 社中男女人員

一 神官若シ他社兼勤有之ハ本社ニテハ某

職他社ニテハ某職等之別

一 一社管轄府藩県之内数ヶ所ニ涉リ候別

一同管轄之序迄距離里数

ここでは神社の鎮座地、社名、祭神、宮社間数、管轄之序迄距離里数といった、後の明細帳でも調査される項目とは別に、式内社・式外社等の別、祭日、勸願所・宸翰・勸額の有無、社職など委細にわたる取調を年末までのおよそ二ヶ月のうちに行うべきことを命じている。山口県(旧藩別神社明細帳)や群馬県(神社明細書・神社明細調)では、この時、国に提出した明細帳の控が現存しているようだが、福井県に関する簿冊は現在のところその存在を確認できていない。

この明治三年時の神社調査を踏まえ、翌

福井県における宗教関係公文書の史料学的考察(その一) 神社明細帳

四年五月十四日には、近代社格制度の基盤となる布告「官社以下定額・神官職制等規則」が出されている(太政官布告第二百三十五号)。これにより神社は、官社(官幣社と国幣社)とそれ以外の諸社(府社・藩社・県社と郷社)とに区別され、前者を神祇官の直轄に、後者を地方官の管轄とした。また、この社格制度を補完するものとして、同年七月四日には「郷社定則」を定め(太政官布告第三百二十一号)、戸籍区に一社の郷社を指定するとともに、その他を村社として郷社に附属させることなどを定めた。なお、これにより社格が与えられない神社は無格社となった。翌五年正月(日欠)、神祇省より命ぜられた「神社社格区別帳」の提出は、この社格制度制定を受けて、府県社・郷社・村社ごとに、式内式外の別、氏子戸数、神官名、所在地を改めて調査させることを目的とするものであった。明治三年の取調に比べると、調査項目が格段に少なくなっているのも、前年の「郷社定則」における神官規定や、「郷社定則」と同日に定められた「大小神社氏子取調規則」(太政官布告第三百二十二号)を受けて、

調査項目を必要なものだけに限定したためであらう。なお、明治五年十一月、足羽県が公表した県社・郷社・村社の一覧は、この法令に対応して作成されたものと考えてよいだろう。

〔神祇省第一号〕

先般官社以下定額及神官職員規則等被 仰出候節、府県社・郷社之分ハ、兼テ御布告之明細書ヲ以取調區別之上、追テ当省ヨリ差図ニ可及候条、其節万端処置之儀、可相伺旨被仰出、其後尚又郷社定則・氏子取調方等御布告相成候ニ付テハ、今般更ニ別紙雛形之通取調、来ル二月中ヲ限り可伺出事
但、是迄府県社・郷社等區別見込相立伺出候分ハ不及此儀事

(別紙)

何府管内府社郷社村社區別
府社 但附属ノ村社有之分ハ郷社ノ雛形ヲ照準シ書載スヘシ
一某社式内 氏子何千何百何十
式外 何戸又ハ無之
姓名

何郡何町鎮座

祠掌 姓名

第一区郷社

一某社式内 氏子何百何十何戸 祠官 姓名
式外
何郡何町鎮座

村社

一某社式内 氏子何百何十何戸 祠掌 姓名
式外
何郡何町鎮座

迄ノ分ハ翌七月限、七月ヨリ十二月迄ノ分ハ翌年一月限可差出、此旨相達候事

(別紙) 取調方心得

一凡テ撰末社ハ社格ニ非スシテ該社縁由ニ原ツクノ称ナリ、故ニ府県社以下ノ撰末社撰社ハ境内外共社格ニ依リ其欄内ヘ記載末社ハ境外ノ分社格ニ依リ其欄内ヘ記載シ、社格無之向ハ無格社欄内ヘ算入スヘシ

但、渾テ境内末社ハ一社ニ列シ難キヲ以テ表中別ニ一欄ヲ設ク

一官国幣社ハ此表ニ掲ケスト雖トモ、其撰末社ハ前件ニ準シ、夫々記載スヘシ

一神社ノ内三四宇ニテ一社号ナルハ一社トシ、又祭神幾座アルモノ一字ナルハ都テ一社トスヘシ

一遥拝所ハ固ヨリ神社ニ非スシテ、本社祭神ヲ遥拝スルノ所ナリ九年当省第八ト雖トモ公許共有ニ属スルモノハ記載スヘシ

但、遥拝所ノ内建物無之向ハ算入ニ及ハス

一祖霊社ハ神葬祭ノ輩其祖先等ヲ祀ルモノニシテ一般神社ト差異アリト雖トモ公許共有ニ属スルモノハ記載スヘシ

一各管内府社以下神社及祠官掌員数表、自今別紙雛形ニ照準、半年毎ニ取調、一月ヨリ六月

その後、明治九年十二月十四日には、社格ごとの神社数と神官数及びその増減を調べるため、その数を表形式にして半年報で教部省(神祇省の後身)へ報告させ始めた。

〔教部省達第三十五号〕

府 県

祠掌 姓名

祠官 姓名

一前半年比較ノ増減ハ創建社数以下每系其前
半年ノ合計ニ比較シテ増減ヲ記載スヘシ
以上

別紙雛形 社 用紙美濃紙

何国府社以下神社並神官員数表

但管轄数国ニ涉ルモノハ毎国一表ヲ作ル

前半年比較	合 計		同境外祖靈社	同境内祖靈社	同境外遥拝所	同境内遥拝所	神社境内遥拝所	無 格 社	村 社	郷 社	府 社	社 格					
	減	増										社数 創建	社数 復旧	社数 合併	社数 現在	人員 祠官	人員 祠掌
												明治自一月至六月	何年自七月至十二月	六月現数			

豎七寸横四寸五分

右取調候処相違無之候也

年 月 日 何国府 町字 某神社

この時の調査でも、神社の祭神や由緒など

福井県における宗教関係公文書の史料学的考察(その一) 神社明細帳

は調査対象となつておらず、社格ごとの神社
数と神官数の増減だけが調査対象とされた。
調査にあたり、これまで曖昧にされてきた社
格のいくつかの定義が、ここで明確にされて
いる。まず、境内末社を除く撰末社は、社格
としては認めず、境内撰社・境外撰社・境外
末社は、各々の社格(例えば村社や無格社)
で把握するものとした。次に、遥拝所や祖靈
社は、厳密には神社ではないが、公許共有の
ものは、神社に準ずるものとして、境内境外
の区別をした上で把握する、と定義してい
る。

この時期、現行の福井県域のうち嶺北地方
Ⅱ越前国七郡(足羽・吉田・大野・坂井・南
条・今立・丹生)は石川県に、嶺南地方Ⅱ越
前国敦賀郡と若狭国三郡(三方・遠敷・大
飯)は滋賀県に属していた(明治九年八月二
十一日〜十四年二月六日)。石川県では、翌
十年一月六日、この時の達を区戸長および郷
村社神職に知らせるとともに(石川県丙八
番)、明治九年分の届出を一月中に行うよう
定めている(同年六月二十九日丙百五十六番
では一月と七月の届出期日を十五日と定め

た)。一方の滋賀県では同年四月三十日に「撰
末社等取調上申書」の提出を命じているが(滋
賀県丙第七十二号)、これも教部省達への対
応だったとみてよからう。

明治十年一月、内務省内に、教部省から
社寺行政を引き継ぐ形で社寺局が設置される
と、翌十一年九月九日には、四か条からなる
「社寺取扱概則」が定められた(内務省達乙
第五十七号)。概則は、社寺の創建・再興・
復旧、移転・廃合・改称の方法や手続きを定
めたものであるが、この中で社寺の創建や移
転などを内務省に届け出るための「社寺明細
書」の書式が示された。この書式は、これま
で別々に作成されていた神社と寺院の初めて
の統一的な明細書書式でもあった(次節にみ
る明治十二年内務省達乙第三十一号の明細帳
書式により、本書式は失効)。

〔内務省達乙第五十七号〕(部分)

(別紙) 社寺明細書書式

何国府 町字 某神社
何国府管下何国郡 町字 某神社
総本山或ハ本寺又ハ某寺末 某寺

若越郷土研究 五十卷二号

- 一 祭神
- 一本尊
- 一 由緒 創建・再興・復旧、或ハ邸内社堂・掛
道場・引直・寺号・公称等許可ノ年
月並社寺ニ関ス
ル縁由ヲ記スヘシ
- 一 境内坪数並地種
- 一 社間数 其他ノ建物アレ
ハ並ヘ拳クヘシ
- 一 神官
- 一 住職
- 一 氏子 若クハ信徒ノ人員
- 一 檀徒 若クハ信徒ノ人員
- 一 社寺ヨリ管轄庁迄ノ距離里数
- 一 前書之通相違無之候也

年月日 何府印 何県印

以上のように、明治政府は、数度にわたる神社調査を行ってきたが、その主たる調査目的は、社格ごとの神社数の把握にあったと考えられる。

三、神社明細帳調製に関する法令

前節にみたような度々にわたる神社取調にもかかわらず、結果的には提出された明細書の内容に脱誤が少なくなかった。そのため、改めて書式を定め、更に精密なる再調製を命じたのが、明治十二年六月二十八日の内務省

達である。

〔内務省達乙第三十一号〕

府県 沖繩県
ヲ除ク

各管下神社寺院明細帳之儀、最前進達ノ分脱誤不少候条、別紙書式ニ照準更ニ精密取調、且境外遙拝所・招魂社・祖霊社明細帳ヲモ調製、本年六月三十日ノ現況ヲ以テ取調、同十二月限り可差出、此旨相達候事

但、真宗寺院明細帳ノ儀八十年当省乙第六十九号達之趣候処、今般取調ニ付テハ各宗寺院同様取調差出スヘキ事

(別紙) 神社明細帳書式

何府 何県 何郡 何町 何字 何

社格何

某神社

建物

一 境内某遙拝所

由緒

建物

一 境内招魂社

由緒

建物

一 境内祖霊社

由緒

建物

共有人員

一 境外所有地

耕地段別

何町字何

地価金額

何町字何

山林段別

何町字何

地価金額

宅地段別

何町字何

地価金額

一 氏子戸数

一 管轄庁迄ノ距離里数

以上

(寺院明細帳書式・境外遙拝所明細帳書式・

境外招魂社明細帳書式・境外祖霊社明細

帳書式は省略)

明細帳取調方心得

一 明細帳ハ神社・寺院・境外遙拝所・招魂社

・祖霊社ノ五種ニ分チ、神社寺院ハ毎郡

各冊ニ編製シ、表紙ニ何国何郡神社寺院明細

帳ト署記ス一郡ニシテ他府県ニ跨ル者ハ

二冊以上ナル者ハ明細一冊内ハ町村ヲ以

テ次叙シ、同町村内ノ神社ハ社格、寺院

ハ宗派ヲ以テ区別シ、且冊首ニ町村名目

録ヲ附スヘシ、境外遙拝所以下ハ毎国各

冊ニ編製シ、表紙ノ署記並目錄ハ前ニ準

スヘシ

一 用紙ハ美濃十三行界紙ヲ用ヒ、一社寺毎ニ

相認ムヘシ

但、撰末社ノ名義ヲ問ハス神社境外ニ在

ル者ハ総テ一社トシ各紙ニ認ムヘシ

一 神宮・官国幣社並同境内神社社格ノ有無ハ

取調ニ及ハス

一 山野路傍存置ノ神祠並衆庶參拜ヲ許可セシ

人民私邸内ノ神祠ハ、並ニ一社トシ、其

神社境内ヘ移転セシ者ハ、境内神社ノ項

下ニ記スヘシ

一 遙拝所・招魂社・祖霊社並寺院ノ別院・支

坊・末庵等ハ公許共有ニ係ル者ノミヲ取

調フヘシ

但、官祭招魂社並建物無之遙拝所ハ記載

ニ及ハス

一 由緒ハ創立・公称・廃合・再興・復旧・移

転及ヒ社格等許可ノ年月並該社寺ニ関ス

ル縁由沿革ヲ詳記スヘシ

一 社寺境内地ノ社寺名受ニ非ル者ハ、名受人

ノ姓名、私有共有ノ別ヲ地種ノ下ニ登記

スヘシ

一 社寺境内ニ社堂外ノ建物寺院ノ類アラハ社堂間

數ノ次ニ並ヘ挙クヘシ

一 祭神由緒不詳ト雖トモ、古老ノ口碑等ニ存

スル者ハ、其旨ヲ記シ、境内遙拝所等無

之者ハ、其項ヲ除クヘシ

一 社寺ニ氏子檀徒無之向ハ信徒講中ノ人員ヲ

記スヘシ

一 明細帳取調済ノ後、府県限り処分セシ事件

ニシテ明細帳ヲ改正シ、又ハ記入スヘキ

者ハ、毎月末取纏メ、本省ヘ届出ヘシ

但、従前届出方ノ成規アル者ハ格別ナリ

トス、尤向後新ニ明細書ヲ出スモノハ、

総テ此書式ニ準スヘシ

ここで定められた明細帳書式は、その後

幾度かの変更を加えられることになるもの

の、六十年間以上続く神社明細帳書式の基礎

となるものであった。細かな内容の検討につ

いては、次節以下でとりあげることにして、

続けて県側の対応についても見ておきたい。

石川県では、六月二十八日の内務省達を

受けて、七月十五日付けで次のような布達を

発した。

〔石川県乙六十二番〕

神社寺院并境外遙拝所・招魂社・祖霊社明細

帳調製方、今般内務省ヨリ達相成候条、別紙

書式ニ照準取調、本年十月限り郡区役所ヘ可

差出、此旨社寺并招魂社等共有人ヘ布達候事

但、本文取調心得方ノ儀ニ付テハ追テ郡区

長ヨリ別段相達スヘシ

明治十二年七月十五日 石川県令千坂高雅

(以下、別紙の書式は省略)

続けて二ヶ月後の九月十五日には、内務

省達のうち「明細帳取調方心得」に該当する

布達が発せられた。本来ならば、この心得は、七月十五日の段階で書式と一緒に載せられるべき性質のものであったが、いかなる理由により二ヶ月遅れて発せられたかは不明である。ここでは南条郡と今立郡のものを掲載したが、未確認ながら、他の五郡についても同様の布達があつたと考えられる。

〔石川県丙八十番〕

南条
今立郡各町村戸長役場

本年七月乙六十二番布達、神社・寺院并境外
遙拝所・招魂社・祖霊社明細帳取調方、別紙
心得書二準拠シ本年六月三十日ノ現況ヲ以取
調期限ヲ愆ラス可為差出候也

明治十二年九月十五日

南条
今立郡長松本晩翠

(以下「明細帳取調方心得」は注を参照)^⑮

一方の滋賀県では内務省達への対応が大
幅に遅れた。四ヶ月以上経つた十一月六日に
初めて明細帳調製の件が布達された。

〔滋賀県布達甲第百五拾三号〕

今般社寺及ヒ遙拝所・招魂社・祖霊社・仏堂
等明細帳調製ノ儀ニ付、其筋ヨリ達有之候
条、則別紙書式ニ照準シ、且心得書ノ旨趣篤

ト注意シ、本年六月三十日ノ現在ヲ以精密調
査シ、来ル十二月廿日限り、正副式通相製
シ、添書ヲ附シ、各戸長ヨリ郡役所へ可差出
此旨布達事

滋賀県令籠手田安定代理

明治十二年十一月六日滋賀県大書記官酒井明

(以下、別紙の書式は省略)

(以下、「明細帳取調方心得」は注を参照)^⑮

滋賀県では石川県とは異なり、書式と心
得が別々に出されることはなかつた。しか
し、やはり調査期間としては短すぎたのであ
ろうか、国の定めた締切りである十二年十二
月末に間に合わせるため、戸長から郡役所へ
提出する締め切りは十二月二十日に指定され
ていたにもかかわらず、遅れるところが数多
くあつたようである。翌十三年一月二十二日
に、次のような布達が出された。

〔滋賀県甲第拾号〕(傍点筆写。以下同)

社寺及ヒ仏堂・遙拝所・招魂社・祖霊社等明
細書調査差出方ノ儀ニ付テハ、昨十二年本県
甲第百五十三号ヲ以テ、同年十二月廿日限り
戸長ヨリ郡役所へ可差出旨及布達置候処、今

以テ、不差出向々々有之、調査上ニ差支不都合
ノ儀候条、神官住職ニ於テ無怠取調、戸長役
場へ可差出、尤モ境外遙拝所・招魂社・祖霊
社並ニ即今神官・住職・留守居等無之社寺・
仏堂ハ、戸長ニ於テ前頭甲第百五十三号布達
雛形ニ照準、粗漏杜撰無之様、厚ク注意取調、
至急郡役所へ可差出、此旨布達候事

滋賀県令籠手田安定代理

明治十三年一月廿二日滋賀県大書記官酒井明

ところで、国への進達が遅れたのは何も滋
賀県に限つたことではなかつた。丑木幸男に
よれば、十二年中の提出を無理とみた群馬県
では、十二月二十四日に県令から内務卿あて
に「神社寺院明細帳進達延期上申」を提出
し、翌十三年三月三十一日までの延期を上申
して許可された。しかしながら三月二十六日
には再び六月三十日までの延期を上申、その
結果、明細帳を進達できたのは締め切りを半
年近く過ぎた十三年六月二十九日のことであ
つたといふ。^⑯

明細帳が国に進達されるまでには、相当の
時間と労力を要したはずであり、進達が遅延

したのも無理はないのかもしれない。以下、先の布達などを元に、明細帳進達の手順を復元することで、その労力の一端を垣間見たい。

まず、神官らの調査を経て、末尾に戸長・神官・信徒総代らの署名・連印がなされた正本二通、副本一通、計三通の神社明細書が作成される（滋賀県では正副二通）。この明細書は、戸長役場を通じて郡役所に提出される（石川県ではこの明細書に表紙は不要とされたが、目録を添付する必要があった）。次に郡役所は、郡内各戸長役場から提出されてきた明細書を編綴して、一部を県庁に提出し、もう一部を郡役所で保管した（これらを本稿では「郡本」と仮称した）。提出された郡本をもとに、県庁では県の名が入った罫紙に明細帳を二部清書し、一部を国に進達し、一部は県で保管した（国に進達されたものを「国本」、県で保管されたものを「県本」と仮称）。

明治十二年段階で石川県は、越前・加賀・能登・越中併せて二十三郡、滋賀県は近江・若敦併せて十六郡から成っていた。「明治

十二年 滋賀県治一覽概表」によれば、当時滋賀県下の県社、郷社、村社、無格社の合計数は、四千四百四十八社を数えていた。これらの神社全てについて、所在地、社格、社名、祭神、由緒等を調査して書類を作成するのは、一通りの労力では行い得なかつたはずである。それに何よりも、提出すべき明細帳は各郡の神社明細帳だけではなかつた。各郡の寺院明細帳、県下の境外遙拝所明細帳・境外招魂社明細帳・境外祖霊社明細帳も進達を求められていた。石川県の場合、越前国七郡分のみでも各郡神社明細帳が十三冊、遙拝所と祖霊社の明細帳がそれぞれ一冊、合計十五冊にもなっており、これを県本と国本の二部清書するわけであるから、合計三十冊となる。その労力や推して知るべしであろう。

ともかくも、このようにして石川県と滋賀県が調製した現福井県域の明細帳は、明治十四年二月七日に福井県が置県されると、そのまま福井県に引き継がれることになった。ここで県本「越前国足羽郡神社明細帳」の冒頭に綴られた神社明細帳進達文の写を見ておきたい。

「庶第参百四拾参號」
神社明細帳進達

明治十二年乙第三十一号御達ニ依リ取調タル
越前国ヲ除ク敦賀郡社寺明細帳ノ草稿ヲ以テ、客年
分県之際石川県ヨリ引継候二付、爾來於当県
遂調査、別冊神社明細帳十三冊及境外遙拝所明
細帳一冊境外祖霊社明細帳一冊合シテ拾五冊整理
候二付、目録相添進達候也

但、十二年七月ヨリ十二月ニ係ル異動ヲモ
取調置候、此段添申候也

明治十五年十二月十五日県令代理

福井県大書記官妻木狷介

内務卿山田顕義殿

（目録は省略）

この進達文によれば、福井県が石川県より引き継いだのは、完成した県本ではなく、県本・国本を清書する前の「草稿（郡本か）」であつたといひ、明治十四年の置県後に福井県が調査を完遂し、明治十五年末になつて、ようやく正式な国本を提出した、ということになる。他に当時の様子を知る手掛かりはないので、これ以上の詳細は知ることが

きないが、石川県も群馬県や滋賀県以上に、国への進達が遅延していたのかもしれない。いずれにせよ、明治十四年以降は、越前国八郡と若狭国三郡、合計十一郡の明細帳は福井県が管理することになる。

引き続き、その後の書式の改正等を追っておきたい。

明治十五年十一月七日、内務省達乙第五十九号により、明治十二年の明細帳書式に新たに「神官・住職」の項目が加えられることになる（明治十九年九月二十七日内務省令第十六号により削除）。

福井県でも同年六月、布達丙第五十二号により、社寺明細帳書式が改めて定められたようであるが、残念ながら県報本文の散逸のため、具体的な内容を知ることができない。同年中の福井県報には、いくつか明細帳の書式に関する布達が出されているようだが、やはりこれらも本文は不明である。福井県文書館目録データベース「福井県報の検索」²¹結果より、概要のみを掲げておく。

「布達甲第十七号」社寺明細帳へ建物間数共

追加編成

「布達丙第百三号」県社以下調査方
「布達丙第百十三号」社寺招魂社祖霊社ノ書式廃止

続いて福井県では、翌十六年十月二十九日布達丙第百二号により、次のように書式を変更することとした。まず、所在地記載を、それまでの「何町何番地字何」から、「何村第何号字何第何番地」と変更。併せて境外所有地の項にある「耕地」を「畑或

何町何」を全て「何村第何号字何第何番地」と変更した。

更に翌十七年二月二十九日には、書式に新たな項目として「永続方法」が追加される。「福井県布達丙第廿号」

郡役所

戸長役場

明治十四年六月

本県丙第五十二号達、社寺明細帳書式^{第二}中境外所有地ノ次へ、左之一項増加候条、此旨相達候事

明治十七年二月廿九日 福井県令石黒務

一 永続方法

金何円銭厘 毎年氏子(檀徒) (信徒)

ヨリ寄附高

米何石斗升 毎年氏子(檀徒) (信徒)

ヨリ寄附高

(境外所有地ノ上り高ハ爰ニ記スルノ限ニアラス)

そして、内務省が大正二年四月二十一日に発した「官国幣社以下神社ノ祭神、神社名、社格、明細帳、境内、移転、廃合、参拜、拝観、寄附金、講礼、神札ニ関スル件」は、それまでの神社制度および関係法令の見直しを図るものであったが、この第一章が「祭神、神社名、社格、明細帳」と題されており、社寺明細帳についても大幅な改訂が定められている。関連する条項のみ抜き出しておく。

「内務省令第六号」(抄)

第七条 神社、建物アル遥拝所及官修墳墓ニ

付テハ地方長官ハ別記様式ニ依リ其ノ明細帳ニ通ヲ調製シ一通ヲ内務大臣ニ進達

スヘシ

第八条 神社、建物アル遥拝所ノ管理者及官

修墳墓ノ監守者ハ明細帳ノ様式ニ準シ調

製セル明細書ヲ備付クヘシ

一境内神社

附スヘシ

第九条 明細帳ニ脱漏ノ神社ハ其ノ編入ヲ地

(神社名)

方長官ニ具申スルコトヲ得

祭神 (神名)

第十条 神社ハ明細帳ノ記載事項ニ変更ヲ生

由緒

シタルトキ又ハ其ノ訂正ヲ要スト認ムル

社殿 (種類)

トキハ之ヲ地方長官ニ申出ツヘシ

一境内招魂社

第十一条 地方長官ニ於テ祭神ノ決定、変

(招魂社名)

更、訂正又ハ明細帳脱漏神社ノ編入ヲ為

祭神 (神名)

サムトスルトキハ内務大臣ニ稟請スヘシ

由緒

但シ北海道ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

社殿 (種類)

第四十八条 本令施行前調製シタル明細帳ハ

一境内遥拝所

第七条ニ依リ調製シタルモノト看做ス

(遥拝所名)

(書式) 第二号様式

由緒

府県社以下神社明細帳 (美濃野紙)

建物 (種類)

道府県市区町村大字字番地鎮座

備考

(社格) (神社名)

一祭神 (神名)

一 (社格) (神社名) (神名) 等括弧ノ箇

配祀 (神名)

所ハ各々其ノ該当ノ事項ヲ記載スヘシ

一由緒

一「社殿」ノ下「種類」トアル箇所ニハ

一社殿 (種類)

本殿、幣殿、拜殿又ハ社務所等建物ノ

一境内 (坪数)

名称ヲ記載スヘシ

一氏子 (戸数)

一氏子ナキ神社ニ在リテハ氏子ニ準スヘ

キ崇敬者戸数ヲ記載スヘシ

明治十二年に書式が定められて以来、この大正二年の内務省令が最大の書式改訂となったが、それ以前に調製された明細帳も効力を有することが、附則の第四十八条において定められている。明治十二年書式を有効としたことについて、梅田義彦は「(大正二年の)新様式によって改めて作製することは、相当の経費と手数とを要することが考慮されたのによる」としているが、兵庫県は新様式で改編したことも併せて紹介している。青木陸によれば、埼玉県では大正二年書式に基づいて県本を整備し直したが、群馬県・京都府・島根県・山口県では、明治十二年書式のまま府県本として利用していたという。福井県の場合も、特にこの大正二年改訂書式に対応した県令などは発していないようであり、県本は明治十二年書式で記載したものを使用し続けている。

一方、国本については、大正二年改訂書式に拠って、県が清書し直して提出したものを綴じた原本綴であることが明らかにされている。

福井県における宗教関係公文書の史料学的考察(その一) 神社明細帳

る。青木陸は、この大正二年の書式改訂を、明治二十二年の市町村制施行に伴う社寺所在地の変更、および明治三十九年に始まる神社合併を踏まえたものであり、「地名変更と社寺合併による廃寺・移転の手続きを終えての明細帳の書式の改訂は、中央庁の管理公簿としての精度をより高めることになる」と評価している。²⁸しかし、次節以降で詳しく検討するが、福井県に関する国本に限って言えば、実際に書式改訂によってどれほどの精度上昇が図られたかは、疑問の余地もある。

その後、終戦を迎えた昭和二十年の十二月十五日、GHQが「国家神道廃止令（神道指令）」を発し、神社神道の国家管理からの分離が指示された。これを受けて翌年二月二日、それまでの神社神道に関する諸法令の改廃を行うとともに、従来の社格が廃止されることになった（勅令第七十一号）。また、神社が宗教法人となりうるよう、前年十二月二十八日に公布施行されていた宗教法人令の改正も行われた（勅令第七十号）。この改正において、宗教法人と見なされたのは「現ニ地方長官ノ保管ニ係ル神社明細帳ニ記載セラレ

タル神社」であったことから、この時点においても神社明細帳の持っていた公証力を知ることができであろう。

ところで、神社明細帳が公簿として現用されたのは、いつの時点までだったのだろうか。『神道史大辞典』の「神社明細帳」の項には「大正二年（一九一三）に官国幣社も含め、その様式が改められ、終戦時までに至る」とあるだけで、何年何月何日に失効するに至ったかを明記していない。原由美子の埼玉県県本の解説によれば、「これらの神社明細帳は、法的には昭和二十一年二月二日まで公簿として存在した」として、勅令第七十一号に失効の契機を求めている。²⁹一方、国本を考察した青木陸によると「戦後、宗教法人法の公布から施行される昭和二六年四月三日までの五年ほどの間はこの中央庁本が公簿として使用された」とあり、宗教法人法（法律第二百十六号）の公布施行を画期としている。明細帳の失効を明記した法令を見出すことはできないが、神社が国家の管理を離れ、宗教法人となった時点で、国および県の台帳である神社明細帳も公簿としての効力を失したと考え

てよさそうである。もちろん、埼玉県のように失効後も業務の参考のために、現用し続けた例も数多くあったと考えられる。

四、神社明細帳の書誌的考察

本節では、神社明細帳の本簿について、県本と国本を比較しながら、書誌的に検討してみたい。

○表紙

県本のうち、各市郡の神社明細帳の本簿全てには、黄布クロス of 四穴綴込表紙が付けられており、背には簿冊名が墨書されている。この綴込表紙は、おそらく福井県庁での現用時代に付けられたものと思われるが、図書館への受入後に付けられた可能性もある。

綴込表紙をめくると、元表紙が現れる。県本のうち石川県が調製した越前七郡分は黄色の表紙（写真1）、滋賀県が調製した若敦四郡分には黒色の表紙（写真2）が付けられており、全て四ツ目綴じされている。

明治十二年内務省達の明細帳取調方心得（以下、内務省達乙第三十一号の取調方心得を「内務心得」、石川県丙八十番は「石川心

福井県における宗教関係公文書の史料学的考察(その二) 神社明細帳

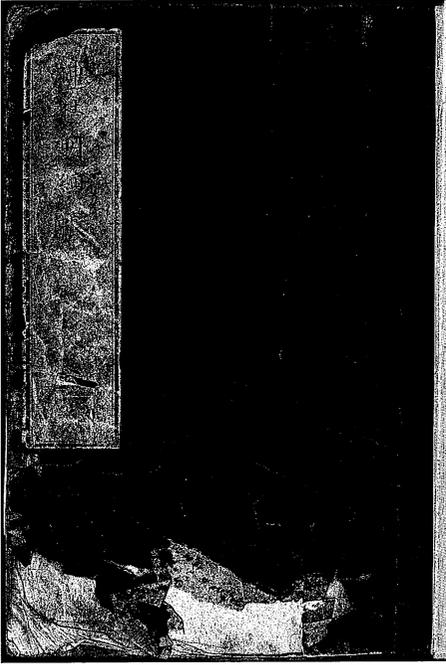


写真2 県本「越前国敦賀郡神社明細帳」元表紙(図書館蔵)

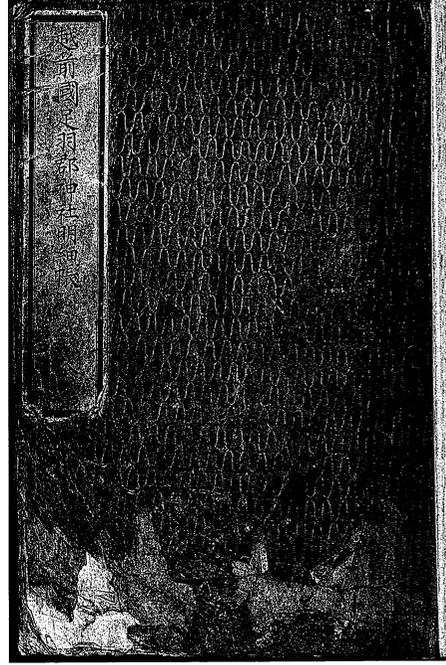


写真1 県本「越前国足羽郡神社明細帳」元表紙(図書館蔵)

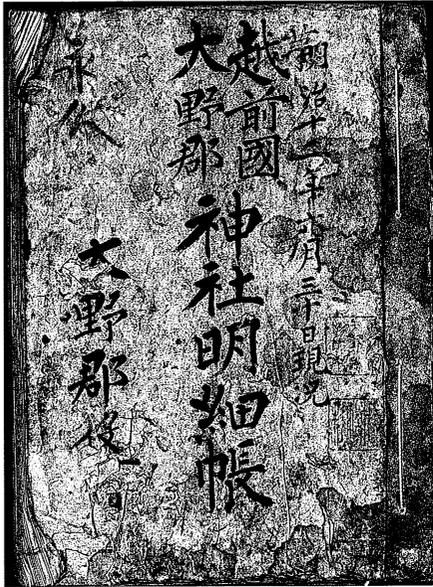


写真4 郡本「越前国大野郡神社明細帳」表紙(図書館蔵)



写真3 国本「福井県足羽郡神社明細帳」表紙(史料館蔵)

得」、滋賀県布達甲第百五拾三号は「滋賀心得」と省略する)には「明細帳ハ神社・寺院・境外遙拜所・招魂社・祖霊社ノ五種二分チ、神社寺院ハ毎郡各冊ニ編製シ、表紙ニ何国何郡神社明細帳ト署記ス一郡ニシテ他府県内ト記シ又二郡ニシテ二冊以上ナル者ハ明細帳幾冊ノ内ト記スヘシ」とある。県本の簿冊も郡ごとに編冊されていることは、表一で見た通りである。

県本では、一郡の明細帳が複数冊になる坂井郡、大野郡、今立郡、丹生郡の分については、元表紙に収載町村名を二段に分けて記した紙を貼付しているが、一郡につき一冊しかない簿冊には町村名の紙はない。収載町村名は、明治二十二年の町村制施行後のものであるため、本紙もこれ以後に貼られたものと言える。

一方の国本は、白の板目紙を、四ツ目綴したものと、麻紐で二ツ綴を二カ所にして裏でまとめて縛ったものの二種類がある。表紙右下に一・五×三・二cmの白ラベルが貼付されており、「匣」の朱印とローマ数字(121〜124)が青紫色印で押印されている(写真3)。県

本と同様、一郡の明細帳が複数冊になる坂井郡、大野郡、今立郡、丹生郡の分については、表紙に収載町村名を二段に記した紙を貼付している。

○題箋・題

内務心得には「表紙ニ何国何郡神社明細帳ト署記ス」と定められているが、県本・国本ともに表紙には題箋が貼付されている。

県本のうち、旧石川県七郡分には「越前國吉田郡神社明細帳 全」や「越前國坂井郡神社明細帳 三冊ノ内壹」のように、旧国名十郡名を冠した題箋が貼付され、一郡一冊の簿冊からなる場合は「全」の文字が、複数冊の簿冊からなる場合には「〇冊ノ内〇」と記されている。一方、旧滋賀県四郡分は、単に「神社明細帳 全」とだけ記された題箋であるため、表紙だけでは何郡の明細帳であるかを判別できない。

国本にも題箋が付されているが、「福井縣吉田郡神社明細帳 全」のように、福井縣十郡名を冠しており、県本にはあつた旧国名表記がなくなっている点に違いがある。

○用紙

内務心得に「用紙ハ美濃十三行界紙ヲ用ヒ」とあるように、美濃紙(標準寸法は縦九寸三分×横一尺三寸五分)で半丁十三行の罫紙(界紙)が用紙として指定されており、これを二つ折りにしたものを袋綴して使用している。石川心得も「美濃」を指定しているが、滋賀心得では「大半紙」が指定されている。『日本古典籍書誌学辞典』³⁰⁾によれば、大半紙の大きさも縦九寸×横一尺三寸五分とあるので、実質は石川、滋賀ともに美濃紙を用紙にしたと考えるとよい(実際の明細帳の寸法は、若干のバラツキがあるが、ほぼ縦二六×横一九cm前後の範囲内にある)。

県本の大部分は、福井県置県より前に調整されたものである。そのため旧石川県七郡の明細帳は版心(柱)に「石川県」と印刷された赤色十三行の罫紙を、旧滋賀県四郡の明細帳は版心に「滋賀縣」と印刷された赤色十三行の罫紙を用いている。しかし、明治十四年二月七日の置県以後に脱漏が発覚して新たに明細帳を編入した場合や所在地の移転があつた場合などには、版心に「福井縣」と書かれ

た赤色十三行罫紙を用いた。この訂正や編入に用いた「福井縣」罫紙には、時期によって何種類かの存在が確認できる。また、「石川縣」「滋賀縣」「福井縣」以外の罫紙を用いた丁も一部に使用されている³¹⁾。

国本は全て「福井縣」罫紙を用いている。

この点からも国本は、福井県から提出された明細帳をもとに内務省内で清書したものでなく、福井県で清書されたものを内務省に進達したもの、とすることができ。県本、国本ともに罫紙は赤系統色が主であるが、国本のうち、福井市、足羽郡、坂井郡二、大野郡一、同郡二、敦賀郡、三方郡の七冊のみが、黒色の「福井縣」罫紙を使用している。赤色罫紙と黒色罫紙とは、清書時期や清書者が異なることも考えられるが、詳しい事情はわからない。

○小口書

県本は、下小口に郡名を墨書し、「神」の字を朱書している(写真5)。ただし、旧滋賀県四郡の追加簿は「神」の字も墨書。おそらく寺院明細帳の小口書には「寺」の文字が朱書されたと推測される。明細帳が当初、

平積に管理されていたことを物語っており、綴込表紙が付けられた時点で、縦置管理に変更されたのであろう。

なお、国本の小口書は確認していない。

○神社数調

表紙裏に「神社数調」と題した、縦一〇×横一五cm程度の大きさの紙が複数枚貼り付けられている(一郡が複数冊からなる場合、第一冊目の表紙裏だけにある)。郡によって調査の日付が異なるが、共通して明治三十一年、同三十九年、四十二年、四十三年、大正六年の五度の調査結果が記入されている。加筆や訂正もあるもので、正確な数字の把握は困難だが、表二に判読できた各郡の神社数増減を示しておく。表からもわかるように、大正以後は境内社を計上していない。なお、「神社数調」は明細帳書式として規定がないため、福井県が独自に付けたものであろう。

○目録(目次)

内務心得には「冊首二町村名目録ヲ附スヘシ」とあるように、各簿冊の冊首には数丁にわたって字名と神社名、丁数が記された目録(目次)が綴じ込まれている。現在冊首にあ

る目録は、明治二十二年四月一日の市町村制施行以後に綴じ込まれたものであるため、当然ながら用紙は全て「福井縣」と印刷された美濃罫紙を使用している。

最初の一行目は「福井縣管下越前國大野郡神社明細帳目録」のように目録名を記し、二行目以降は三段に分けて、朱の○印で始まる町村制施行後の新町村名、字名と神社名を列記している。神社名下の朱筆の漢数字は丁数に対応しており、検索の便が図られている。神社名の上部に押された一文字の朱印は社格を表したもので、県社や村社への昇格があった場合、旧社格の印を訂正し、昇格後の印を脇に押した。また、合併や移転のあった神社、廃社になった神社は、朱で「合併」「合併」「移転」「廃社」等と記載し、社名を朱で線引きして抹消している。簿冊によっては合併神社の上に「42」や「43」などのローマ数字が鉛筆書きされているものがあるが、これは合併年を意味している。なお、境内神社を有する神社は、神社名の上部に朱筆の漢数字で境内社数が記されている。これは郡内の社格ごとの神社数を数えるために使われたと見

表二 神社数調 (参考のため明治14年の数字を『明治十四年福井県統計表』により掲げた)

福井市	M31	M39	M42	M43	T 6
県社	2	3	3	3	3
郷社	5	5	5	5	5
村社	4	4	4	3	3
無格社	14	13	6	5	5
境内社	13	13	13	14	
官祭招魂社					1
合計	38	38	31	30	17

足羽郡	M14	M31	M39	M42	M43	T 6
県社	4	1	1	1	1	1
郷社	6	1	1	1	1	1
村社	162	154	155	147	145	137
無格社	89	67	67	46	39	31
境内社	44	32	37	38	37	
全遥拝所	1	1	1	1	1	
全祖霊社		1	1	1	1	
官祭招魂社	1					
合計	307	257	263	235	225	170

吉田郡	M14	M31	M39	M42	M43	T 6
県社	0					
郷社	1	1	1	1	1	1
村社	159	164	162	162	153	111
無格社	83	86	84	70	60	47
境内社	35	39	40	39	38	
全遥拝所	2	1	2	2	2	
合計	280	291	289	274	254	159

大野郡	M14	M31	M39	M42	M43	T 6
県社	2	2	2	2	2	3
郷社	3	3	3	3	3	3
村社	238	242	242	203	186	171
無格社	119	112	113	44	25	20
境内社	65	6	62	53	49	
全遥拝所	0	1	1	1	1	
官祭招魂社	1					1
合計	428	366	423	306	266	198

坂井郡	M14	M31	M39	M42	M43	T 6
県社	2	2	2	2	2	2
郷社	5	7	7	7	7	7
村社	342	346	345	314	298	285
無格社	164	161	163	68	56	33
境内社	110	110	109	126	123	
全遥拝所	3	1	3	3	3	1
合計	626	627	629	520	489	328

南条郡	M14	M31	M39	M42	M43	T 6
県社	2	2	2	2	2	2
郷社	1	5	5	5	5	6
村社	73	83	85	83	78	76
無格社	84	80	81	65	37	24
境内社	48	45	45	45	43	
全遥拝所	4	4	4	4	4	1
全祖霊社		1	1	1	1	
合計	212	220	223	205	170	109

今立郡	M14	M31	M39	M42	M43	T 6
県社	4	4	4	4	4	4
郷社	3	6	7	7	7	8
村社	138	136	145	107	107	105
無格社	145	143	143	29	22	15
境内社	85	83	83	32	30	
全遥拝所	2		1	1	1	3
境内古墳		1	1	1	1	
合計	377	373	384	181	172	135

丹生郡	M14	M31	M39	M42	M43	T 6
県社	1	1	2	2	2	2
郷社	7	7	6	6	6	6
村社	184	180	181	165	165	164
無格社	170	168	168	106	88	84
境内社	96	96	98	88	91	
全遥拝所	1	1	2	1	1	2
全祖霊社		1	2	2	2	
合計	459	454	459	370	355	258

敦賀郡	M14	M31	M39	M42	M43	T 6
県社	1	1	1	1	1	1
郷社	2	2	2	2	2	2
村社	80	77	77	76	70	68
無格社	28	29	29	26	20	19
境内社	141	143	144	142	135	
全遥拝所	1	1	1	1	1	
合計	253	253	254	248	229	90

三方郡	M14	M31	M39	M42	M43	T 6
県社	1	1	1	1	1	1
郷社	3	2	3	3	3	3
村社	18	19	20	18	18	19
無格社	154	154	153	53	51	40
境内社	175	175	175	54	52	
合計	351	351	352	129	125	63

遠敷郡	M14	M31	M39	M42	M43	T 6
県社	0	1	1	1	1	1
郷社	5	4	4	4	4	4
村社	112	110	110	107	107	107
無格社	125	124	124	78	74	57
境内社	152	156	158	155	157	
合計	394	395	397	345	343	169

大飯郡	M14	M31	M39	M42	M43	T 6
県社	1	1	1	1	1	1
郷社	2	2	2	2	2	2
村社	46	46	46	45	45	38
無格社	47	48	48	48	45	23
境内社	61	70	70	70	70	
全祖霊社		1	1	1	1	
合計	157	168	168	167	164	64

※調査日付は、明治31年は福井市・大野郡・敦賀郡・三方郡・遠敷郡・大飯郡が5月10日で他郡が10月10日。明治39年は大野郡(10月10日)と三方郡(5月10日)を除き他市郡は12月31日。明治42年・43年は12月31日で共通。大正6年も8月31日で共通。大正6年調査時は境内社を計上していない。

られ、野外には鉛筆で神社数を筆算した痕跡も見られる。

なお、字名の配列順は、明治二十二年二月十六日の福井県令第十八号・十九号によって確定した市制、町村制の施行区域（市町村名および字名の表）の順に拠っていることがわかった。²⁸⁾

県本のうち旧滋賀県四郡についてのみ存在する追加簿四冊については、目録が「神社明細帳村名目録」となっており、神社名ではなく村名の目録が、三段にわたって記されている。配列の基準は不明だが、後述する丁数の旧番号順に対応している。

国本にも県本同様の目録が付されている。

○丁数（丁付）

各丁の版心上部に漢数字で番号が振られている。県本の場合、この丁数は厳密に言うと、ノンブル（ページ番号）ではない。一神社の明細帳が複数枚にわたる場合、その神社に一番号しか付与しない場合もあれば、複数枚それぞれに丁に番号を付与している場合もある。また、用紙の追加により「三四ノ二」のような枝番号を付与する場合もある。ほとん

どの丁は旧番号を朱で訂正し、新番号を併記しているが、なかには二度の訂正を経て三種類の番号が付与されている丁もある。

新番号の配列秩序は、目録（目次）と同じく、明治二十二年の市制、町村制の施行区域順に拠っている。一方の旧番号の配列順は、内務心得によれば「一冊内ハ町村ヲ以テ次叙シ、同町村内ノ神社ハ社格、寺院ハ宗派ヲ以テ区別」とあるが、町村の配列順までは示されていない。前述の追加簿の村名目録配列順と旧番号の配列順がほぼ同一であることが確認できたので、置県後に定められた何らかの配列基準に拠ったものとも思われるが、今回は最終的な確認には至らなかった。

国本の丁数は、一丁につき一番を振った、いわゆるページ数に該当する。丁数に欠番のあるものは、国本作成後に合併した神社の丁を抜き取ったことや、村が市に編入されたことにより該丁が市の簿冊に移されことに起因している。通常、合併によりなくなった神社の丁は、斜線等で抹消印を付けられ、野外に「参考ノ為、當分此俵存置」などと書かれてそのまま綴られることが多い。しかし、場合

によっては簿冊から該丁が抜き取られてしまうこともあったようである。

○筆記方法

基本的には筆による墨書で記載されている。訂正や追記は朱筆されることがほとんどであるが、昭和に入ってから赤・桃色のペン書きが主となる。なお、数は少ないが、廃社や焼失を青鉛筆で記載した例もある。これ以外では、よく使う文言を印判にしたものもある。

なお、国本には、和文タイプライターで作成された一丁が編入された例が見られる（昭和二十年二月一日以後に作成）。

○印判

県本には次に示すような印判が使用されている。目録で使用される一文字印は、社格を示したものである（写真6）。本文では、所在地の「石川」「滋賀」を訂正した上に押印する「福井」の印があったが（写真7）、多用された形跡はない。由緒や建物間数等は訂正や新規記入が多いため、いつ訂正や記入の許可を受けたかを示す印が押印されることがあった（写真8）。特に建物については新築

写真6 県本 目録の社格印

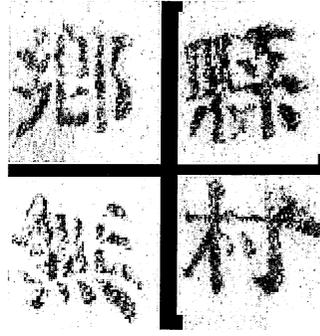


写真7 県本 所在地の県名訂正印



写真8 県本 記入・訂正許可印



写真9 県本 建物関係印



写真10 県本 神社財産登録台帳登録印



写真11 県本 神饌幣帛料供進社指定印

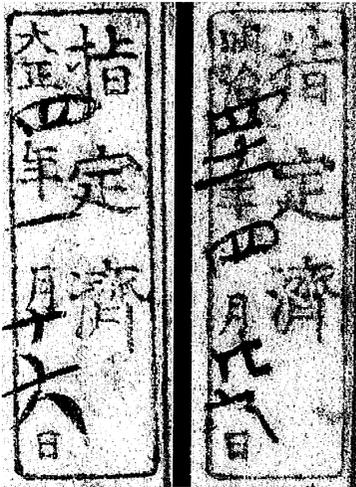


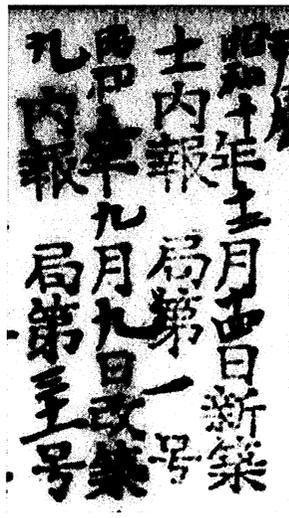
写真12 国本 神饌幣帛料供進社指定印



写真13 国本 合併印



写真14 国本 報告印



※本頁の写真は見やすいよう適宜拡大してある。

や改築、竣工などの加筆が多いため、専用の印判が用意された(写真9)。また、別に調製されていた神社財産登録台帳への登録を示す印が三種あり、全て野外に押されている(写真10。後述)。なお、社名の上部に押される「指定済」の印は「神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ヘキ神社ニ指定」された日付を記入するものである(写真11。後述)。

国本にも印が幾種類か用いられている。国本の「指定済」印は、福井県のものと同じであり、このことから国本が福井県において作成されたことを裏付けている。国本作成後に指定された場合は、内務省独自の印が押された(写真12)。また、国本作成後に合併した神社には、合併を示す丸印が押されることがあった(写真13)。なお、県において明細帳の記載事項の異動を許可した場合には、異動事項が内務省に報告されて、これに基づき国本の訂正が行われたが、その届出日付を示す朱印も用いられている(写真14)。

○報告

内務心得に「明細帳取調済ノ後、府県限り処分セシ事件ニシテ明細帳ヲ改正シ又ハ記入

福井県における宗教関係公文書の史料学的考察(その一) 神社明細帳

スヘキ者ハ、毎月末取纏メ本省へ届出ヘシ」とあるように、明治十二年段階では、明細帳の記載内容に異動が生じた場合、内務省への異動報告は毎月末行うよう定められていた。これにより各府県が管理する県本と内務省が管理する国本とが同一の内容を保てるようになっていた。この内務省への報告は、明治十九年九月二十七日の内務省令第十七号によつて、月報から半年報(一月末と七月末)へと改められることになる。また、明治二十七年

五月二日内務省社寺局通牒社甲第三十七号では、明治十二年の明細帳調製時の脱漏神社を明細帳に編入するためには、「脱漏ノ事実ヲ確認スルニ足ルヘキ証拠ヲ添ユルカ、又ハ右証拠ナキモノニアリテハ明細帳脱漏ノ社寺ト認定セラレタル事由ヲ詳具シ」伺い出るよう定められた。

○追記・訂正・抹消

神社明細帳には数多くの追記や訂正が施されている。その方法は、文字の脇や行間、野外に朱筆で行うケースや、追記事項を朱記した小紙片(美濃罫紙・薄様・洋紙を裁断したもの)を貼るケース、美濃罫紙一枚をそのまま

ま綴つて訂正文を挿入するケースなど様々であり、追記・訂正の要因も、新たな記載項目が追加されたことによるものや境内建物の新築に伴うもの、境外所有地の異動による訂正など多岐にわたっている。特に、量的に多いのは神社整理によるものである。明治三十九年から全国で始まる神社整理では、主に無格社と村社の他神社への合併、他社境内地への移転、廃社が行われ、福井県でも神社数を大幅に減少させることになった²⁹⁾。その際、被合併の神社、他社境内へ移転した神社、廃社となった神社の明細帳には、年月日と事由とを記載した上で、丁全体に×印などの抹消の印が付けられた。一方の合併先、移転先の神社の丁には、祭神・由緒の追記や境内社の追記等が行われている。

ところで、追記はその下限年を調べることで、追記された簿冊がいつ頃まで現用されていたか、時期を特定するための手がかりを与えてくれる。県本簿の場合、最終追記が昭和二十年二月六日のものが確認された(三方郡)。一方の国本も、昭和二十年二月一日の記載のある用紙が編入された簿冊がある(坂

井郡一)。これらのことから、県本・国本ともに、本簿は終戦の年まで確かに現用されていたことを知ることができた。

国本については、作成された時期も必ずしも明確になっていない。そこで今度は、本文記載の下限年および追記載の上限年を調べることで、おおよその作成時期を特定できると考えた。例えば敦賀郡の簿冊の場合、本文記載の下限年は大正十二年十一月二十五日、追記の上限年は大正十四年九月二十五日であるため、この簿冊に限って言えば、この間に作成されたと推定した。しかし、実際には国本は簿冊によって筆跡や記載方法、用紙が異なることから、作成された時期も簿冊によって異なると考えられる。従って、ここでは本文記載の下限年が大正十三年十一月二十八日（丹生郡二）であり、追記載の上限年が大正十一年十一月六日（遠敷郡二）であることから、国本は大正十年代に作成されたと推定するにとどめておきたい。

五、神社明細帳記載項目の考察

本節では、明細帳本簿について、各記載項

目を検討する。同一の神社を記載した県本（写真15）と国本（写真16）を比較してみると、両者の間には項目数と記載される情報量に明らかな差が見られる。以下、県本（明治十二年書式）と国本（大正二年改訂書式）の相違点にも注意しながら検討を進めたい。

○所在地（鎮座地）

県本の所在地記載方法は、記載された年代や主体によって差異が見られる。

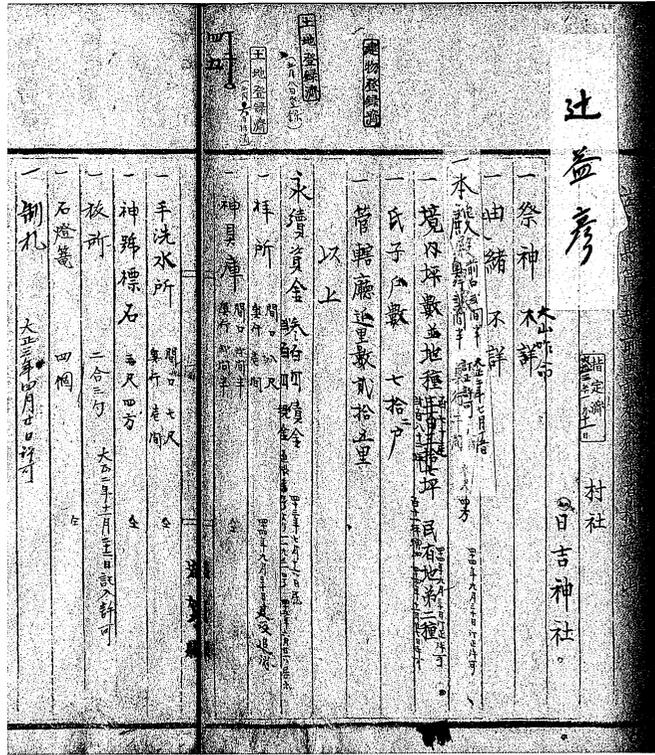
最初に番地表記についてみてみたい。明治十四年の福井県置県より前に調製されたもののうち、旧石川県越前七郡分は、例えば「石川県管下越前国大野郡平泉寺村河上五十四番地」のように、所在地を小字と番地まで記載している。一方の旧滋賀県若敦四郡分では、例えば「滋賀県管下若狭国三方郡気山村字官本」のように、小字までの記載で終っており、番地は記載していない。³⁵ 明治十二年

ように改訂された。それにもかかわらず、旧滋賀県四郡分の本簿については、ほとんどが番地を記載されることなく、現用期間を終えるまで使用され続けた。

次に県名表記だが、福井県置県後に「石川」や「滋賀」、「越前国」や「若狭国」の箇所³⁶に朱線を引いて「福井」と訂正したものが見られ、明治十年代末から二十年代初頭に「福井縣」の罫紙に記載されたものは、初めから「福井県管下越前国大野郡別所村」のように記載したものもある。しかし、この県名訂正は徹底されておらず、圧倒的に旧県名を冠したままの記載が多い。それどころか「福井縣」の罫紙に記載されているにもかかわらず、「石川県管下」と記載したのもまで見受けられる。

最後に町村名表記だが、明治二十二年四月一日の市制、町村制施行後は、所在地の郡と旧町村名³⁷の間に新町村名を朱で追記挿入し、旧村名の「村」の箇所を朱で抹消したのも見られる。しかし、県名の表記と同様、新町村名を記載しないものが多い。これは市制が施行された福井市域³⁸の分でも同様であ

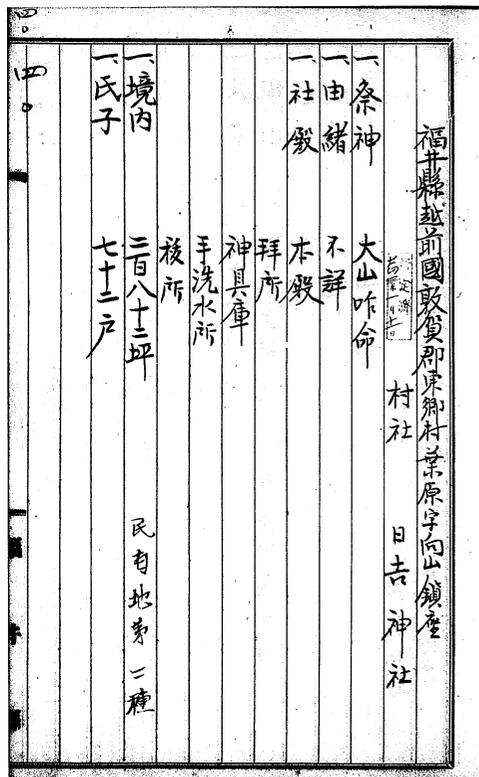
写真15 県本「越前国敦賀郡神社明細帳」(図書館蔵)
敦賀郡葉原村 村社 日吉神社



用紙は「滋賀縣」野紙を使用。永続資金と本殿以外の建物及びその大きさが朱筆で追記され、神官名を記載した小紙片が貼付されている。また社格の上部には指定済印、野外には登録済印も見られる。当初、祭神を「不詳」としたものの、後に「大山咋命」と訂正している。

福井県における宗教関係公文書の史料学的考察(その一) 神社明細帳

写真16 国本「福井県敦賀郡神社明細帳」(史料館蔵)
敦賀郡東郷村葉原 村社 日吉神社



用紙は「福井縣」野紙を使用。所在地の県名が福井県となっており、明治二十二年に誕生した東郷村の名も記載されている。所在地末尾に「鎮座」の文字がある点、社格・社号を改行せず一行で記載する点、社殿の大きさや管轄庁迄里数を記載していない点、永続資金と神官名の追記がない点などから、大正二年改訂書式に拠る記載であることが見て取れる。写真15の県本と比較すると情報量にかなりの差が見られる。なお、社格上部に見える指定済の印は、県本と同一のものを使用しており、用紙に「福井縣」野紙を使用していることとあわせて考えると、国本が福井県で作成されたことを物語る。

る。いずれにせよ県本の所在地記載法の統一化は徹底されておらず、様々な書式が併用されていると言える。

一方の国本は、県名表記は全て福井県になっているが、簿冊によっては「福井県越前国福井市足羽上町百八番地鎮座」のように、明治二十二年市制施行後の住所を「県十旧国十市十町十番地十鎮座」の形で記載し、末尾に「鎮座」の文字を伴う記載を持つものが見られる。これは明らかに大正二年改訂後の書式に基づくものである。一方で同じ国本でも「福井県越前国足羽郡和田東村第二十五号七十九番地字菊条」のように、明治二十二年の町村制施行結果を反映していない住所を「県十旧国十村十番地十小字」のような形で記載しているものも見られる。これは、明治十二年段階の表記のままと言つてよい。つまり、国本も県本同様に、書式は混在しているのである。国本作成の意図が、青木の言うように地名変更後の中央庁本の精度を高めることになったのであれば、最低でも所在地は明治二十二年の市町村制施行以後の住所が記載されていて然るべきだが、実際にはそうなっていない。

ない。

○社格

内務心得に「神宮官国幣社並同境内神社社格ノ有無ハ取調ニ及ハス」とあるように、二拘ハラスハ取調ニ及ハス」とあるように、国幣社、官幣社に列格された神社およびその境内神社は、別の書式で明細帳が調製されている。従つて、ここでいう社格とは、「県社」「郷社」「村社」「無格社」の四つとなる。社格は社名の一行前の行に記載され、例えば無格社から村社に昇格した場合には、旧社格である「無格社」を朱線で抹消し、脇または上部に新社格である「村社」を朱で書き入れた。いつ昇格を許可されたかを書き込むこともあり、例えば「明治四十年十二月廿七日許可」のような形で、朱筆で併記するか、あるいは由緒の項目の末尾に朱で追記している。

国本では、社格と社名を改行せず一行で記載しているものが一部見られるが、これは大正二年改訂書式に基づく記載方法である。

ちなみに、大正二年四月二十一日の「官国幣社以下神社ノ祭神、神社名、社格、明細帳、境内、移転、廃合、参拝、拝観、寄附金、講礼、神札ニ関スル件」(内務省令第六号)では

「第六条 社格ノ変更又ハ訂正ハ由緒其ノ他特別ノ事由アルニ非サレハ詮議セサルモノトス」とあるように、無格社から村社への昇格は、周辺の無格社や村社、境内社を合併した際に併せて昇格する例が多いようである。従つて、社格の上昇は神社整理が行われ始めた明治三十九年以後に盛んに行われたと言える。

なお、県本遠敷郡の本簿には「村社制定簿ニナキユエ取調シニ全ク無格社ニ相違ナキ旨申出ニ付訂正シ十九年三月 日主省へ上申ス」と朱記されて社格訂正が行われた例が見られるが、これにより「村社制定簿」なるものが作成されていたことを知ることができ

○神社名(社号)

内務心得に「一社寺毎ニ相認ムヘシ」とあるように、基本的には一丁につき一社のみを記したが、神社明細帳調製より前に合祀された社名を一段下げて「合祀」「相殿」として併記する場合もある。また、内務心得に「但、撰末社ノ名義ヲ問ハス、神社境外ニ在ル者ハ総テ一社トシ各紙ニ認ムヘシ」とあるよう

に、大社の境外末社に位置付けられていた神社も、神社明細帳ではそれぞれの社格（村社や無格社）で把握し、一社として記載されることが心得で再確認されている。

合併などを機に社名を改める場合には、旧社名の訂正箇所を朱線引きし、脇に新社名を書き入れた。いつ改称を許可されたか記載することもあり、例えば「四十一年六月十八日社号改称許可」または「社名訂正許可」のような形で、脇または野外に朱で書き込むか、あるいは由緒の項目の末尾に朱で追記している。また、遠敷郡や三方郡の簿冊には、誤まった社号を記入したために、例えば「山ノ神社」を「山神社」に、「祇園社」を「八坂神社」に、「白山社」を「白山神社」に訂正するケースが多く見られる。明治初年の神仏分離政策に伴って、いわゆる神社改めが行なわれ、近世以来の社号が改正されたことはよく知られているが、明治十年代にも依然として社号が定まらず、揺れ動いていたことを物語るものではなからうか。

○祭神（神名）

その神社でまつられる神の名を記載してい

る。一柱だけを記載するものもあれば、多数の神名を列記するものもある。また、合併（合祀）によって祭神が増えた場合には、元の祭神の下や脇に朱で書き込むか、数が多い場合などは小さな紙片を貼付し、合祀した祭神名を朱で書き入れている。

内務心得には「祭神・由緒不詳ト雖トモ、古老ノ口碑等ニ存スル者ハ其旨ヲ記」とあるように、確たる文書等がない場合でも、口碑に基づく祭神記載が認められていたが、それでも祭神名を「不詳」とするものが多く見られる。祭神名の項目に限らず、全般について言えることだが、神社明細帳は郡によって記載内容の精度に差がある。特に祭神と由緒については、精粗の差が大きい。例えば県本吉田郡の本簿には、境内神社を含めて二百九十七社が収載されているが、祭神を「不詳」とする神社は僅かに六社しかない。これに比して、県本三方郡の場合、三百五十五社の収載神社のうち百二十七社（約三十六％）が、祭神を「不詳」と記載しており、同じく県本遠敷郡でも約三十三％が祭神不詳である。

明治初年の神社改めでは、神体から仏教色

を排除し、更に民俗信仰をも抑圧し、「記紀神話や延喜式神名帳によって権威づけられた」神々を祭神に選ぶことで、新たな神々の体系を樹立することになった³⁷⁾。これを受けて、明細帳でも祭神名を不詳としたり、混乱した祭神名記載を行った例が多く見られるのである。例えば、越前七郡の明細帳では、祭神名の尊称を一旦は「命」としながらも、後に「尊」に訂正する例が非常に数多く見られる（「素盞鳴命」→「素盞鳴尊」など）。他にも、同体である「應神天皇」と「品陀和氣命」を併記したり、陰陽道の神である「泰山府君」を記載したために後から「天御中主命」に訂正した例など枚挙にいとまがない。明治初年～十年代にかけて、新たに国体的祭神体系を樹立しようとした跡がうかがえる。

○由緒

内務心得には「由緒ハ創立・公称・廢合・再興・復旧・移転及ヒ社格等許可ノ年月並該社寺ニ関スル縁由沿革ヲ詳記スヘシ」とあるように、基本的には勸請年や社格許可年などを中心に、神社の由緒が記載された。古文書

や近世の地誌、神社誌などを典拠に、由緒を記載するものもあるが、概して前近代の由緒を明らかにしている神社は少ない。明治以後については、明治四年の「官社以下定額・神官職制等規則」および「郷社定則」により社格を許可された県社、郷社、村社は、その許可年月日を記載する例が多い。

明治十二年の内務省達では「本年六月三十日ノ現況ヲ以テ取調」とあるように、由緒も明治十二年六月三十日以前のを記載すべきはずであるが、旧石川県七郡分については、進達文写に「但十二年七月ヨリ十二月ニ係ル異動ヲモ取調置候、此段添申候也」とあるように、実際には明治十二年十一月の村社への加列記事なども由緒として記載されている。

なお、明治四十年代から大正期にかけて、訂正した長い由緒を追加する神社がいくつも見られる。社格の昇格を狙ったものや、その他政治的な配慮によるものと考えられる。県本では訂正追加年を記載しているが、国本では省略されることが多い。

○社殿間数／社殿（種類）

明治十二年書式では「社殿間数」の記載を定めており、本殿や拝殿など種別に応じて、「竪二間・横一間半」、「間口（前口）六尺・奥行五尺」、「桁行四尺五寸八歩・梁行（梁間）四尺三寸五歩」、「二間四方」のように建物の大きさが記載された。また、鳥居（華表）や狛犬、手水舎、禁制札についても、長さや幅、基数が記されている。

一方、大正二年改訂書式では「社殿（種類）」と定められており、同備考には「社殿ノ下「種類」トアル箇所ニハ本殿、幣殿、拝殿又ハ社務所等建物ノ名称ヲ記載スヘシ」として、記載するのは社殿の名称のみで、大きさの記載は求められていない。国本は全簿冊とも「社殿」の項目の下に「本殿」「拝殿」「神饌所」「鳥居」などの社殿名を記載するのみで、間数を記載していない。このことから、国本は大正二年改訂書式に基づく調製と考えられるのである（ただし、新たに新築や改築などの報告を県から受けた場合には、間数を記したものもある）。

○境内坪数並地種／境内（坪数）

境内地の坪数および官有地（国有地）・民有地の別を記載した。地種の区別は「改正地所名称区別」（明治七年十一月七日太政官布告第百二十号）に基づくものであるが、そのうち明細帳に記載される地種を以下に見ておきたい。「官有地第一種」とは、地租・地方税が賦課されない土地のことで、府県社および民有ではない社地をいう。また「民有地第一種」とは、地租・地方税の賦課される土地であり、「民有地第二種」とは、地租・地方税が賦課されない官有ではない郷村社地などを指す。

内務心得には「社寺境内地ノ社寺名受ニ非ル者ハ、名受人ノ姓名、私有共有ノ別ヲ地種ノ下ニ登記スヘシ」とあり、「民有地第一種細川武兵衛外廿七名共有」などのように記載された。

○境内神社・遥拝所・招魂社・祖霊社

全て由緒と建物、建物間数を記載したが、神社は祭神、祖霊社は共有人員も併記した。官国幣社の撰末社を除き、従来境内末社と位

置付けられていた神社も全て「境内神社」として把握されるようになったため、境内神社の明細は本社の丁に併記されることになった。

大正二年改訂書式では、境内神社・招魂社・遙拝所については書式を定めているが、境内祖霊社の書式規定がなくなった。神社と招魂社は祭神（神名）を記載するが、社殿は種類のみを記すだけで間数は記載しない。そのため国本には境内神社の建物の大きさは記載されていない。

なお、県本の旧滋賀県四郡本簿では、「建物一字」とするだけで、境内神社の建物の間数を記載していなかった。そのため福井県置県後に四郡分についてだけは、境内神社の建物の大きさを記載した追加簿が調製されることになる（後述）。

○境外所有地

境内の外に所有地がある場合、それぞれ耕地（田或畑）、山林、宅地ごとに所在地と地価金額を記載した。境外所有地には、売買や寄附などにより、頻繁に異動があったため、加筆・訂正が多い項目の一つでもある。その

ため境外所有地の追加分のみを所載する「越前国神社明細帳追加」「若狭国神社明細帳追加」という二冊の追加簿が作成された（後述）。なお、大正二年改訂書式にはこの項目がないため、国本には記載がない。

○氏子（信徒）戸数

明治十二年書式では「氏子戸数」と定められているが、内務心得に「社寺ニ氏子檀徒無之向ハ信徒ノ類講中ノ類ノ人員ヲ記スヘシ」とあり、人員を記載することもあった。県本を見ると「氏子戸数 六十二戸」や「信徒人員

九十六人」のように、戸数と人員の記載が混在している。一方、大正二年の改訂書式に基づく国本でも「崇敬者〇人」「崇敬者〇戸」「氏子〇戸」「信徒〇人」「信徒〇戸」が混在している。大正二年改訂書式の備考には「氏子ナキ神社ニ在リテハ、氏子ニ準スヘキ崇敬者戸数ヲ記載スヘシ」とある。

○管轄庁迄ノ距離里数

旧石川県分は「石川県庁迄距離里数」として当該神社から金沢までの距離を、旧滋賀県分は「管轄庁距離」として大津までの距離を里数で記載している。福井置県後は、福井ま

での距離に訂正すべきところを、訂正が加えられたものは非常に数が少ない。置県後に「福井縣」の野紙に記載されたものでも「石川県庁迄距離里数」とした例まで見受けられる。大正二年の改訂書式では、この項目が削除されているので、国本では記載が見られない。

○指定済印

社名の上部に「指定済／明治 年 月 日」という朱の角印が押され（写真11）、日付が墨で書き込まれているものがある（日付の上限は明治四十一年四月二十六日、下限は昭和十九年十月二十七日）。昭和の日付が記入されているものほとんどが、由緒に「福井縣ヨリ明治三十九年四月二十八日勅令第九十六号ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ヘキ神社ニ指定セラル」と追記されているので、ここに言う「指定」とは、府県社以下神社神饌幣帛料供進制度において、神饌幣帛料を供進されるべき神社に指定されたことを意味している。しかし一方で、郷社や村社が県社に昇格（指定）された場合にも、この印を押している場合があるので注意が必要である。

この項目を明細帳に追加すべきとする法令は見出せなかったが、この件について原裕美子は、神饌・幣帛料供進神社指定が、大正初年期から明細帳記載事項になったのではないかと推測している³⁹⁾。

なお、福井県に関する国本にも、県本と同一の指定済印が押印されているが(日付の下限は大正十三年八月十六日)、国本が作成された時期とみられる大正末年以後の指定については、内務省独自の指定済印を押ししている。この内務省の印には押印された時期によって、二種類の印が確認されている(写真12)。

○登録印

野外に「土地登録済」「建物登録済」「宝物登録済」の三種の印が押されている丁がある(写真10)。これは「神社財産登録台帳」への登録が済んだことを意味する印であろう。

「神社財産登録台帳」とは、明治四十一年の「神社財産二関スル法律」(三月二十日法律第二十三号)および「神社財産ノ登録ニ関スル件」(七月十八日勅令第百七十七号)によって定められたものであり、これを受けた福

井県でも同年の県令第五十四号により「神社財産登録及会計ニ関スル取扱手続」を発している。同令は本文散逸のため内容不詳だが、他県の例からも、おおその内容を推測することができる⁴⁰⁾。勅令では台帳に登録すべき事項として土地、社殿及工作物、宝物の三つがあげられており、福井県でも神社財産登録台帳として、土地登録台帳、建物登録台帳、宝物登録台帳の三種が作成されたと推測される⁴¹⁾。

○神官

明治十五年十一月七日内務省達乙第五十九号によって追加された項目。社名の上部野外に「村社白山神社掌/小泉教太郎」のように、貼紙によって姓名と職名が記載されている。また「本(務)」と「兼(務)」の文字や、「十二級」、「九級俸年手当三十円」、「無報酬」など、身分・待遇を併記するものもある。併記に多く見られる「社掌」と「社司」の職名であるが、「府社県社及郷社ノ神職ニ関スル件」(明治二十七年二月二十八日勅令第二十二号)によって置かれたもので、県社と郷社には社司一人と社掌若干人が、村社以

下の神社には社掌若干人を置くこと、また社司は社掌を指揮下に置くことが定められている。

明治十九年九月二十七日の内務省令第十六号により、神官の任免死亡に関する項目が明細帳書式から廃止されることになったため、大正二年改訂書式では神官名の項目は含まれていない。しかし、県本では明治二十七年以後の職名「社掌」「社司」を記載したものや、「大正十一、二、七日付」という任用年を記載したものもある。従って、福井県では大正期でも明細帳に神官の項目を記載していたことがわかる。

○永続方法

明治十七年二月二十九日の福井県布達丙第二十号によって追加された項目。国が追加を指定したものか、あるいは福井県が独自に指定したのかは不明である。神社永続のために所有している資本金(貯金や証券含む)、毎年の氏子よりの寄附金、寄附米を記載した。「永続法」や「基本財産」、「永続資本金」などの項目名を挙げ、「現金○○円」や「郵便局貯金 通帳番号○○○号」「有価証券○○○圓」「国

庫債券〇〇円」などの形で記載している（届出年月日を記載することもある）。全ての神社に記載があるわけではない。
 国本にはこの項目はない。

六、抜明細帳、追加簿および郡本

神社明細帳には、前節でみてきたような本簿とは別に、これを補足する簿冊が何種類か作成されている。以下、系統ごとにみておきたい。

○抜明細帳

県本の中には、黄色の表紙に「福井縣下越前神社抜明細帳 全」という題箋が付された簿冊が一冊残されている。表題紙には「越前国神社抜明細帳 全」「若狭国神社抜明細帳 全」と併記されており、十七社の明細を綴っている（目次なし）。内容は、明細帳本簿と全く変わらないが、朱書された追記や丁数などから推測すると、抜明細帳とは移転や合併、その他の事情により明細帳本簿から抜き取った丁を綴り直して編成された簿冊、と言うことができる。従って、ヨミは「ヌケ」ではなく「ヌキ」明細帳とした方がよいだろう。

う。

明細帳本簿を通覧すると、神社が別の場所に移転した場合は、旧所在地を訂正し、朱書により新所在地を追記するだけで済ませる例が多く見られる。また、ある神社が別の神社に合併される場合も、被合併社の丁は抜き取ったりせずに、朱の×印で抹消するにとどめ、合併先の神社の丁に合併年月日や加えられた祭神名、由緒などの事項を追記する例が大多数を占める。県本抜明細帳には「此分ハ其佩爰ニ存シ後來沿革ヲ見ルノ便ニスルナリ」という記載も見られることから、抜明細帳が後日の参考のために、不用になって抜き取った丁を編綴し直して保存したものであることは間違いない。しかし、何故この十七社についてのみ、本簿に多く見られるような形をとらず、該丁自体を抜き取ってしまい、場合によっては新規に明細帳を書き改めたのか。抜明細帳自体の調製を定めた法令が見出せないため、詳しい事情は不明と言うよりほかない⁴³。

なお、国本の抜明細帳も伝存している。

表紙には「福井縣管下神社抜明細帳」の題箋、

「匣124」の小紙片が貼付され、目録が綴じこまれている。内容は、県本所載十七社のうち、四社のみを載せているが、国本の本簿同様、社殿間数や県庁迄の距離などは記載されていない。

○県別・旧国別追加簿

追加の名を持つ簿冊には、県および旧国単位の広域を対象としたものと、郡単位の追加簿の二種がある。

広域の追加簿は県本にだけ四冊確認されており、そのうち「越前国神社明細帳追加」および「若狭国神社明細帳追加」の二冊は、本簿に記載されていない境外所有地に関する事項を載せている。越前国の追加簿には五十五社、若狭国の追加簿には二社を収載し、神社境外所有地について、売却や買得、譲渡、私下によって異動が生じた時や、脱漏や誤謬が判明して新規に届出をした時の明細を綴っている。本簿の該丁を見ると「追加簿二詳カナリ」と記載されており、本簿とこの追加簿が一体のものとして扱われていたことがわかる。しかし、一方で本簿を見ていくと、同様のケースでも、単に紙を貼り継ぐなどして本

簿に追記するにとどめる例も多く見られることから、なぜこれら五十数社だけのために別に追加簿が作成されたのかは不明である。

次に題箋を持たず、表紙中央に「神社明細帳 追加ノ部」と墨書された簿冊についてみてみたい。ここには六社の明細を綴っている

が、うち三社は本簿脱漏のため新規に編入したものである（編入年は大正十四年、昭和二十年、年不明）。また、一社は本簿収載の神社が、昭和三年に別の場所に移転したため、本簿の記載を抹消して「追加ノ部」に改めて記載したものである。残る一社は明治四十一年に丹生郡宮崎村熊谷の村社八幡神社に合併された同村古屋の無格社山神社の明細であり、この神社が「區民ノ熱望ニヨリ昭和二十一年三月八日福井縣保管神社明細帳ニ登載ヲ許可セラレ分離復舊」したため「追加ノ部」に記載されるようになったものである。以上、六社の記載からは、次のような幾つかの興味深い点を見出すことができる。

まず、先に見た抜明細帳には、移転により抜き取られた旧丁に朱で「追加明細帳移転ノ部ニ詳ナリ」や「移転名簿ニ詳ナリ依テ万事

該簿ヲ証査スヘシ」と追記する例がいくつか見られたが、この「追加ノ部」に収載される神社の抹消された本簿にも「移轉追加簿ニ轉載」と朱記されたものがある。これらのことから、移転した神社のみを載せる移転追加簿（移転名簿・追加明細帳移転ノ部）という簿冊が存在していたことが見てとれる。

次に神社明細帳の現用期間および戦後の管理状況とも関わる点だが、先の引用からも明らかのように、神社明細帳は、昭和二十一年三月の段階でも福井県が保管しており、なおかつその明細帳への登載を県が許可していたということである。福井県の場合も埼玉県の場合同様に、戦後しばらくは業務の参考のため、明細帳を保管し続けていたと考えてよさそうである。しかし、このように考えると『武生市史』の解題に見える「神社明細帳については、終戦時、占領軍司令部の発した神道指令等の状況を顧慮された某氏の手によって秘かに保管され、現在は県立図書館の所蔵となっていたのである」という記述との間に矛盾が生じる。図書館で所蔵する宗教関係簿冊群全体の伝来の問題として、別に考察する必要

があるだろう。

残りの一冊「若狭国境内神社増之部」と題された簿冊も、広域の追加簿とみなしてよいだろう。内容は、脱漏によって本簿に記載されなかった境内神社や新たに認可された境内神社の明細を、本社の明細とともに載せたものである。収載五社のうち、四社は本簿にも該境内社を朱で追記しているが、一社のみは本簿への追記が見られない。「増ノ部」という題からは、「移転ノ部」のように、他にも「○ノ部」があったことをうかがわせる。

○郡別追加簿（旧滋賀県）

旧滋賀県四郡については、神社明細帳の本簿とは別に、郡ごとに「神社明細帳追加」と題された追加簿が一冊ずつ作成された。内容は、神社の所在地、社格、社名、そして社殿以外の境内建物、神官名からなり、本簿に記載されている祭神や由緒、氏子戸数などは全く記載されていない。以下、追加簿の記載項目を詳しく検討することで、追加簿作成の目的を考察してみたい。

第一に用紙は全丁にわたり「福井縣」罫紙を使用していることから、追加簿は明治十四

年二月七日の福井県置県後に作成されたことが明白である。しかし冒頭の「村名目録」は明治二十二年四月一日の町村制施行を反映していない。本文記載内容および追記事項の年月日などから、明治十五年から十七年の間の調製とみられる。第二に、追加簿の主たる記載項目は、境内建物およびその間数である。

第三に、明細帳本簿と追加簿との間で、同一であるはずの社名や境内社名に齟齬が見られる（八幡神社と八幡宮、神明宮と天照皇大神宮など）。第四点目として、旧石川県域七郡の追加簿は作成された様子がない。以上のことから、次のような推測が成り立つであろう。

旧石川県と旧滋賀県とでは、調製された明細帳の書式・記載項目に相違があった。石川県で調製された明細帳では記載されていた社殿以外の建物名およびその大きさが、滋賀県では記載されなかった。例えば、拝殿や社務所、御供所、神饌所、宝蔵、神庫、札納所、燈明舎、籠堂、門、廻廊、鳥居などがこれにあたる。また、境内神社の建物についても、石川県では「前口一間三尺、奥行一間三尺」

のように、間数を記載したのに対し、滋賀県では単に「一字」と記載しただけであった。

そこで福井県置県後もなく、調査記載項目（境内建物）に不備のあった旧滋賀県域四郡についてのみ、追加で明細帳を作成したものと考えられる。この際、社殿（本殿）以外に境内建物のなかった神社については、当然のことながら追加簿は調製されていない。また、末尾に神官名が記載されていることから、各神社の神官に提出させた明細書をそのまま引き写して追加簿にしたとみられ、それゆえ明治十二年段階で滋賀県が調査、確定した社名と異なる社名が記載されてしまったのではなからうか。県報の本文散逸のため現時点では内容を確認できていないが、明治十五年の福井県布達甲第十七号「社寺明細帳へ建物間数共追加編成」が、追加簿調製を定めた法令にあたるのかもしれない。

国本の追加簿については、大飯郡を除く三郡分が現存している。国本は、県本作成の主目的の一つであった建物の大きさ記載がなく、単に本殿以外の建物名のみを記載しており、末尾の神官名も記載されていない。ま

た、国本作成時に、既に合併されていた神社も記載がない。即ち、大正八年十二月二十五日に合併された三方郡三方村の無格社蛭子社の記載が国本にはないことから、国本の追加簿が作成された時期を大正八年十二月二十五日以後（おそらくは国本本簿と同じく大正十年代）と推定できるのである。

○郡本

現在、図書館で所蔵する神社明細帳のうち、郡役所で作成された簿冊（本稿では郡本と仮称した）が四冊確認される。

まず、表紙に「明治十二年六月三十日現況／越前國大野郡神社明細帳／大野郡役所」と墨書された簿冊であるが（写真4）、これは明治十二年の内務省達により調製された県本・国本の元になった原簿である。表紙には「石川県大野郡役所印」の朱印や「永久」の朱記があり、表紙見返しには郡内の神社数が「縣社二、郷社三、村社二百三十九、無格社百十六、合計三百六十社、十二年六月三十日調」と墨書されている（目次なし。小口書は墨書で「神社明細」）。用紙は全て美濃十三行野紙を使用しているが、色は青、黒、灰な

ど幾種類があり、版心にも「大野郡役所」等の印刷はない。また各丁末尾に神官・氏子総代・戸長の署名・連印、戸長役場の公印があるため、この簿冊は、各戸長役場から提出されたものをそのまま綴じた原本綴と考えられる。提出日付は、明治十二年十月二十五日から翌十三年八月十四日の間であるが、元々空欄にであった月日の欄に後から記入したのや、十三年一月十五日を無理矢理十二年十月十五日に改竄するなどして、なるべく提出期限である十二年十月末の提出に見せかけようとした跡がうかがえる（その割に十三年八月十四日のまま綴られたものもある）。郡本には、郡役所で保管しているものと県庁に提出されたものの二種があったと考えられるが、この簿冊はおそらく県庁に提出されたものと思われる。郡役所から提出された郡本で明治十二年書式に拠る簿冊は、大野郡の他には存在を確認できない。

次に表紙に「明治二十六年／^{神社}寺院明細帳追加／境外所有地之部／福井縣今立郡役所」とある簿冊をみてみたい。用紙は青色十三行美濃罫紙を使用している（版心に「福井縣今立

郡役所」と印刷されたものと無題の二種がある。冊首には「神社之部目録」と「寺院之部目録」が綴じこまれ、神社十五社、寺院十三社の境外所有地を記載している。寺社から提出された原本綴ではなく、明治二十六年に郡役所で清書したものと見られる。最終追記は大正八年六月十日。この簿冊をもとに県本の本簿または追加簿が訂正されたと考えられる。同種の郡本は他に現存していない。

残る二冊は足羽郡役所が作成した簿冊である。一冊は「明治四十一年／神社明細帳／足羽郡役所」と表紙に墨書されており、全丁が版心に「足羽郡役所」と印刷された橙色十三行美濃罫紙を使用している。目次はないが、明治二十二年以後の村名が「和田」「酒生」のように十三枚の見出し（インデックス）として貼り付けられている。内容は、郡役所に提出された原本の写しとみられるが、足羽郡の本簿に収載される二百二十五社分全てが綴じられているわけではなく、無格社を除く四十七社分のみを綴っている。どのような基準で神社を選択しているのかは不明である。もう一冊は表紙に「明治四十三年以降／神社豫

定明細書／足羽郡役所」と墨書された簿冊である。用紙は、罫紙と白紙、美濃紙と半紙、色も赤・青・茶など様々であり、版心の題も「足羽郡酒生村役場」「福井縣足羽郡東郷村役場」「足羽郡役所」「角谷代書用紙（角谷は氏子総代の一人）」など数種類が確認できる。内容は、明細帳本簿に記載された事項の異動願の原本を綴ったもので、それぞれに「神社予定明細帳」、「神社建物追認願」、「拝殿漏御加入願」、「社号改称願」、「土地登録申請」、「建物登録申請」、「神社合併願」、「財産処分方法届」などの題がつけられている。異動願の宛名は福井県知事、提出時期は表紙の記載「明治四十三年以降」にもかかわらず、明治四十一年八月から大正十年一月までの期間のものを綴っている。

ところで山口県の事例をとりあげた伊藤一晴によれば、県本だけでなく郡本までも永久保存として管理した理由として「清書本（原本）を管理するにあたって戸長等の連印がある証拠性の高い提出本（郡本）を清書本とともに保存することで、誤写等による清書本の間違いや、村・寺院からの上申と清書本

との間の齟齬に備えたためであろう」として
いる。従うべきであろう。

おわりに

本稿では、福井県に関する府県社以下社
明細帳のうち、福井県立図書館で所蔵する二
十六冊の県本と四冊の郡本および国文学研究
資料館（国立史料館）で所蔵する二十一冊の
国本を対象に考察を行ってきた。考察が細部
に及んでしまったため、全体像が見えづらか
ったかもしれない。ここで、もう一度、簿冊
の系統ごとにその性格を確認しておきたい。

○県本—本簿（図書館蔵）

福井市と若越十一郡の神社明細帳は全十
七冊が現存しており、欠本はない。明治十二
年書式に基づいており、以後、加筆や訂正を
加えながら、終戦後しばらくの間まで、現用
文書として福井県庁で管理されてきた（明治
十二年～十四年までは石川県と滋賀県で作成
・管理）。神社整理等で合併、移転した神社や
廃社となった神社の明細も、ほとんど抜き取
られずに綴られている点に特長がある。福井
県庁における神社の実数、実態把握のための

基本台帳である。

○国本—本簿（史料館蔵）

福井市と若越十一郡の神社明細帳全十七冊
が現存しており、欠本はない。大正二年改訂
書式に基づき、大正十年代に福井県庁で作成
（清書）されたものが、内務省に提出され、
以後、内務省神社局、同神祇院で現用文書と
して管理され、戦後は文部省宗務課に引き継
がれた。明治末年から大正初年にかけての神
社整理の結果を反映した内容となっているた
め、県本に比べると収載神社数が著しく少な
い。また、改訂書式によっているため、記載
される項目も少ない。内務省における神社の
実数、実態把握のための基本台帳である。

○県本—郡別追加簿（図書館蔵）

旧滋賀県に含まれた敦賀郡・三方郡・遠敷
郡・大飯郡の四郡のみについて作成された簿
冊。明治十四年の福井県置県後に、本簿の方
で記載漏れのあった本殿以外の境内建物名と
その大きさを記載している。この追加簿に記
載された内容は本簿には見られない。

○国本—郡別追加簿（史料館蔵）

四郡のうち大飯郡のみが欠本となってい

る。県本の追加簿をもとに、国本の本簿同
様、大正十年代に作成されたと見られる。作
成時点で既に合併されていた神社や、廃社と
なった神社の記載はない。

○県本—抜明細帳（図書館蔵）

移転や合併等の事情により、本簿で不用と
なった丁を抜き取り、編綴し直したものの。後
日の参考のために作成されたようだが、この
簿冊には綴られずに本簿に綴じられたままの
不用丁も多数存在することから、作成意図は
必ずしも明確ではない。

○国本—抜明細帳（史料館蔵）

県本の抜明細帳を国本向けに清書したも
の。収載神社の数は、県本よりも少ない。ま
た、国本の本簿同様、記載項目も少ない。

○県本—旧国別追加簿（図書館蔵）

「越前国神社明細帳追加」と「若狭国神社
明細帳追加」の二冊は、本簿に記載できな
かった境外所有地の異動事項を載せるために作
成されたもの。「若狭国境内神社増之部」は、
脱漏によって本簿に記載されなかった境内神
社や新たに認可された境内神社の明細を、本
社の明細とともに載せたもの。本簿に大量の

紙を貼り継いだり、新たに紙を綴じ込んだりして、境外所有地や境内神社を追記する例が多数存在することから、あえて追加簿を作成した意図は不明である。

○県本―県追加簿(図書館蔵)

「神社明細帳 追加ノ部」と題された簿冊が一冊確認される。収載される六社の経緯は次の通り。①本簿脱漏のため新規編入②本簿収載神社が移転したため、本簿の記載を抹消して改めて記載③合併済神社を無格社として復旧。なぜ本簿の方に追記しなかったのかは不明である。また他にも「〇ノ部」と題された追加簿が存在したことをうかがわせる。

○郡本(図書館蔵)

大野郡役所「越前国大野郡神社明細帳」は、明治十二年の内務省達により調製された県本・国本の元になった原簿。各戸長役場から提出された明細書を綴じた原本綴で、県庁に提出したものと考えられる(十一郡では唯一現存)。

今立郡役所「^{神社}寺院明細帳追加」は、社寺の境外所有地を記載しており、原本綴ではなく、明治二十六年に郡役所で清書したもので

ある。

足羽郡役所の「神社明細帳」は、郡役所に提出された明細帳の原本写しを明治四十一年に編綴したもの。もう一冊の「神社予定明細書」は、明治四十一年八月から大正十年一月までに提出された、本簿記載事項の異動願原本を綴ったものである。

以上が福井県立図書館と国文学研究資料館(国立史料館)で所蔵する全ての神社明細帳(福井県分)の概要である。

最後に、神社明細帳が持つ歴史資料として側面についても言及しておきたい。

原由美子は社寺明細帳を「ある一時期の社寺の詳しい記録に止まらず、近代における国家の社寺統制の流れをも概観できる貴重な歴史資料」と評価しており、河端五平も「社格の条件を満たすため、殆どの神社で増改築が行われ、神社崇敬の普及とともに鳥居・狛犬等の寄進が盛んになったのであって、神社明細帳にはこれらの整備状況が克明に記してある」として、明細帳が近代における神社「変革の実情を生々しく伝える」史料であることを論じている。⁴⁶一方、金田久璋は明細帳を

評して「まさしく玉石混淆、寶石の原石のような伝承や故事があちこちにちりばめられていることを、わたしは高く評価しないではない」と述べており、⁴⁷主に由緒記載の持つ豊饒な世界を高く評価している。

つまり、歴史資料としての神社明細帳からは、大別すると次の二つの事柄を読み取れると考えられよう。一つは近代以降における神社が、制度的にどのように変革されてきたのか。もう一つは近代になってから公認され、記載された神社の由緒である(この由緒には神名や神社名の変遷も含まれる)。郷土誌や自治体史への利用状況を見ると、後者を知らするための史料として明細帳が用いられていた場合が多いようである。

しかし、神社明細帳は歴史書として調製されたものでももちろんない。あくまで国と県とが神社の実態を調査し、把握するために調製した公文書なのである。そして、そこに記載された内容も、宗教行政上の必要性により、公認されたものである点は注意を要する。具体的に言えば、特に社号や祭神、由緒に関しては、近世以前の実態と、近代になっ

てから明細帳に記載された事柄との間に「連続と断絶」の両者が存在することを見落としてはならない。最も極端な例をあげるならば、明細帳に記載された祭神名や由緒の中には、近代になってから創出されたものも数多く見られるのである。この点を見落として、無批判に明細帳を利用することは、少なからぬ過ちをおかすことにつながるだろう。

私事ながら、筆者は県立図書館に勤務しており、数年来、郷土資料を担当してきた。その業務の中で、明細帳を地域史研究の史料として、より有効に活用してもらえよう、国文学研究資料館で所蔵される史料館本を複製化する事業も担当した。しかしその一方で、明細帳の解題を求める利用者からの要望を聞きながらも、何もできないまま、数年が過ぎてしまった。明細帳の「読み方」や史料としての性格を提示できないまま、無批判に利用する手助けをしたこともあったのではないかと思うと、内心忸怩たるものを感じていた。一昨年、『社寺明細帳の成立』が刊行されたことを機に、福井県関係の社寺明細帳を分析することを思い立ち、本稿では、これまで取

り上げられることの少なかつた追加簿や抜明細帳、国本、郡本も交えて考察を行った。本稿執筆の立場は、あくまでも明細帳を歴史資料として利用するための史料解題に徹したつもりである。本稿が、これまで以上に社寺明細帳が有効に利用され、地域史研究の進展に役立てられる一助となれば幸いである。

ただし、いたずらに紙数を費やしながらも言及できなかった点が多い。例えば、第三節において「村↓戸長役場↓郡役所↓県庁↓内務省」という明細帳進達の流れを復元することを試みたが、各地に残された戸長役場文書や旧村役場文書などに丹念にあたれば、実際の史料を提示しながら、この流れを再現することも可能だったはずである。また、明治戦前期に、福井県庁で宗教行政を所管した部課係が、どのような変遷をたどったのかに触れないまま考察を進めている。他にも、終戦の直前直後から、どのような経緯を経て、これら宗教関係公文書が県立図書館に収蔵されるに至ったのかなど、論じ尽くせなかつた課題は多い。次稿以降も、図書館に所蔵される寺院明細帳や寺院台帳、古墳台帳などの

簿冊をとりあげていく中で、こうした問題に取り組むことができればと思う。大方のご叱正、ご教示を乞いたい。

注

- (1) 国家神道の理解については、村上重良の岩波新書三部作『国家神道』(一九七〇年)、『慰霊と招魂』(一九七四年)、『天皇の祭祀』(一九七七年)および安丸良夫『神々の明治維新—神仏分離と廃仏毀釈—』(岩波書店、一九七九年)を参照した。ただし、近年は阪本是丸『国家神道形成過程の研究』(岩波書店、一九九四年)や山口輝臣『明治国家と宗教』(東京大学出版会、一九九九年)など、通説的な位置を占める村上説を乗り越える研究が発表されている。

(2)

- 能代市史編集委員会編『能代市史資料 第三二号 山本郡社寺明細帳』(能代市史編さん室、二〇〇四年)、福島市史編集委員会編『福島市史資料叢書 第四四輯 福島市社寺明細帳一』、『同第四六輯 福島市社寺明細帳二』(福島市教育委員会、一九八五年)、丑木幸男編『上野国社寺明細帳 一〜十』(群馬県文化事業振興会、一九九九〜二〇〇五年)、台東区教育委員会文化事業体育課編『諸社明細帳・社寺明細帳 明治十年・明治十八年(台東区文化財調査報告書 第二八集)』(東京都台東区教育委員会、二〇〇二年)、『社寺明細帳(稲城市郷土資料四)』(稲城市教育委員会文化財保護担当、一九七六年)、『さいたま市総務部市政情報課編』『さいたま市史料叢書二(社寺明細帳編)』(さいたま市、二〇〇三年)、『社寺明細帳(三浦郡)』(神奈川

若越郷土研究 五十卷二号

- 県図書館協会、一九九八年)、長岡市史編集委員会中世部会編「長岡のお宮 明治十六年神社明細帳」(長岡市、一九九〇年)、山口県神社庁編「旧藩別神社明細帳」(山口県神社庁、二〇〇二年)、橋田庫欣・津野松生編「宿毛市史資料 一五 神社明細帳」(宿毛市教育委員会、一九八五年)、新熊本市史編纂委員会編「熊本市史関係資料集 第二集 神社明細帳」(熊本市、一九九八年)など。
- (3) 伊藤一晴「山口県文書館所蔵寺院明細帳・神社明細帳の種類と構成」『社寺史料研究』第四号、二〇〇一年。
- (4) 群馬県立文書館編「群馬県行政文書件名目録 第五集(明治期宗教編Ⅰ)」同「第六集(明治期宗教編Ⅱ)」(群馬県立文書館、一九九二三年)、丑木幸男「上野国神社・寺院明細帳解説」(「上野国寺院明細帳 1」群馬県文化事業振興会、一九九三年)、堀口秀樹「群馬県寺院明細帳索引」『双文』第九号、一九九二年。
- (5) 原由美子「神社明細帳解説」(「さいたま市史料叢書」二、二〇〇三年)、同「寺院明細帳解説」(「さいたま市史料叢書」三、二〇〇四年)、同「寺院明細帳解説」(「四、二〇〇五年」)。
- (6) 国文学研究資料館史料館編「社寺明細帳の成立(史料叢書7)」(名著出版、二〇〇四年)。このほか、本稿執筆にあたっては、次の文献を参照した。大霞会編「内務省史」(神社「地方財務協会、一九七〇年」第二章「神社行政」、文化庁編「明治以降宗教制度百年史」(文化庁文化部宗務課、一九七〇年)。梅田義彦「改訂増補・日本宗教制度史(近代篇)」(東宣出版、一九七一年)、『神道大辞典』(平凡社、一九三七年)の「神社明細帳」の項目。蘭田稔・橋本政宣編「神道史大辞典」(吉川

弘文館、二〇〇四年)の「神社明細帳」の項目(井澤正裕)。

- (8) 国本は現在、国文学研究資料館の文部省調査局宗務課引継文書に含まれている。本文書群は一九六一年に史料館に引き継がれたもので、神社明細帳五百五十一冊、寺院明細帳百四十八冊、仏堂明細帳九十冊を中心に、二千六百六十三冊の簿冊からなっている。詳細は「史料館収蔵史料総覧」(名著出版、一九九六年)の二七七―九頁を参照。
- (9) 青木「解題」によれば、島根県や高知県のように、それぞれの県立図書館で何らかの事情により内務省神社院より移管された国本を所蔵している例もあるという。
- (10) 国の法令は内閣官報局編「明治年間法令全書」『大正年間法令全書』(原書房)を出典とし、引用に際しては適宜句点等を補っている。
- (11) 前掲注(3) 伊藤論文、前掲注(4) 丑木論文。
- (12) 岩堀健彦家文書(福井県史 通史編5 近現代)「福井県、一九九四年、二二六頁」。
- (13) 明治七年、教部省時代より始まった「特選神名牒」編纂のための神社調査は、式内社をはじめとする、六国史に現れる古社を対象とするものであったが、ここでは数の把握より、祭神や由緒、祭日などの調査に主眼が置かれていたようである。
- 〔敦賀県報第百四十号〕
達書第二十八号

府 県

今般於当省神名牒纂定致候条、各管内延喜式内並国史見在ノ神社ニテ当今其所在未定或ハ社地埋埋ノ分ハ無遺漏搜索檢覈致シ、毎社考証書及絵図面ヲモ相添可差出、且又式帳国史外ト雖トモ格別ノ古社警ハ

県管内鹽竈神社・神奈川県管内大國魂神社・愛井二古知県管内津島神社・葛磨県管内廣峯神社ノ類
社ニ非ラストモ其地方ニ深キ由縁ノ神社 管内菊池神社・錦山神社・山口県管内内豊 有之候ハ、当今築神社ノ鳥取県管内氏殿神社ノ類
社格ノ有無ニ拘ラス別紙雛形ニ照準、逐一取調可申、尤右神社ノ儀ニ付、考証等有之者ハ、無忌憚書出候様、管下人民ヘモ普ク相達、来ル九月限り取纏メ可差出、此旨相達候事

但、本文神社取調ニ付、巻数有之書類通送賃ハ当省ヨリ可下渡、尤書類返却相願候分ハ、御用済早々差戻候条、此旨可相心得事
明治七年六月廿九日 教部大輔六戸璣

(別紙雛形)

何府何大区何小区何国何郡何村鎮座 山ナラハ山名
字アラハ字ヲ

注ス
某神社

祭神

由緒 旧神官家系ヲモ略記附載スヘシ

勸請年月

例祭日

社殿建坪

境内反別 旧境内幾許

旧社領朱黒印カ旧藩寄附カ

氏子戸数

自該庁距離

以上

右之通御達有之候条、各小区ニ於テ雛形ニ照シ明詳取調、区長江取纏、本県ニ於テ調査上申之都合有之候間、八月三十一日限り無相違可差出候、此段相達スルモノ也

明治七年七月八日 敦賀県権令藤井勉三

(県の法令は、福井県文書館の複製本を出典とし、引用に際しては適宜句読点を補った)

(14) 別紙の書式は内務省達乙第三十一号の別紙をそのまま載せたものであるが、末尾「以上」

の後に次のような署名方法を付した点が異なる。
年 号 月 日
某神社祀官 何某印
某神社祀掌 何某印

何郡区何町何番地
氏子総代 何某印
戸長 何某印

(15) 明細帳取調方心得(石川県)

一 明細帳ハ神社・寺院・境外遙拝所・招魂社・祖霊社ノ五種ニ分ケ、各冊ニ編製シ、表紙ヲ附スルニ及ハス、同町同村ノ神社ハ社格、寺院ハ宗派ヲ以テ区別シ、戸長ニ於テ目録ヲ附シ差出スヘシ
一 用紙ハ美濃十三行界紙ヲ用ヒ、一社寺毎ニ各紙ニ相認メ正本ニ通副本一通差出スヘシ
但、撰末社ノ名義ヲ問ハス、神社境外ニ在ル者ハ繪テ一社トシ各紙ニ認ムヘシ

一 山野路傍存置ノ神祠并衆庶参拝ヲ許可セラレタル人民私邸内ノ神祠ハ並ニ一社トシ、其神社境内へ移転セシ者ハ境内神社ノ項下ニ記スヘシ
一 遙拝所・招魂社・祖霊社并寺院ノ別院・支坊・末庵等ハ公許共有ニ係ル者ノミヲ取調フヘシ
但、建物無之遙拝所ハ記載ニ及ハス
一 由緒ハ創立・公称・廃合・再興・復旧・移転及ヒ社格等許可ノ年月并該社寺ニ関スル縁由・沿革ヲ詳記スヘシ
一 社寺境内地ノ社寺名受ニ非ル者ハ、名受人ノ姓名私有共有ノ別ヲ地種ノ下ニ登記スヘシ
一 社寺境内ニ社堂外ノ建物ノ類アラハ社堂間數ノ次ニ並ヘ挙クヘシ
一 祭神・由緒不詳ト雖トモ、古老ノ口碑等ニ存スル者ハ其旨ヲ記シ境内遙拝所等無之者ハ其項ヲ除クヘシ
一 社寺ニ氏子檀徒無之向ハ信徒ノ類ノ人員ヲ記スヘシ
(16) 明細帳取調方心得(滋賀県)
一 用紙ハ大半紙ヲ用ヒ、雛形ノ通り一社寺毎ニ各紙ニ認ムヘシ

一 撰末社ノ名義ヲ問ハス神社境外ニ在ルモノハ繪テ一社トシ各紙ニ認ムヘシ尤山神・野神・塞神等ニシテ社字無之又ハ辻堂路傍地蔵堂ノ如キ嬌陋ヲ極ムルモノ及一己私邸内ノ社堂衆庶参拝ノ許可ヲ不受ル類ハ仮令是迄届出タルモノト雖相除キ其事由別紙ニ届出ヘシ
但シ塔中等ノ寺院モ其敷地本寺ノ境内ト公然区分セルモノハ各紙ニ認ムヘシ
一 同町ノ神社ハ社格(県郷村無)寺院ハ宗派ヲ以テ区別シ仏堂ハ支院掛所道場堂庵等ノ区分ヲ以テ登記スヘシ
一 官国幣社并同境内神社ノ格ノ有無ハ取調ニ及ハス遙拝所・招魂社・祖霊社等ハ公許共有ニ係ルモノ、ミヲ取調フヘシ
但、官祭招魂社并建物無之遙拝所ハ記載ニ及ハス

一 由緒ハ創立・公称・廃合・再興・復旧・移転及ヒ社格等許可ノ年月并該社寺ニ関スル縁由沿革ヲ詳記スヘシ
一 社寺境内地ノ社寺名受ニ非ル者ハ、名受人ノ姓名、私有共有ノ別ヲ地種ノ下ニ登記スヘシ
一 社寺境内ニ社堂外ノ建物ノ類アラハ社堂間數ノ次ニ並ヘ挙クヘシ
一 祭神・由緒不詳ト雖、古老ノ口碑等ニ存スル者ハ、其旨ヲ記シ、境内遙拝所等無之者ハ其項ヲ除クヘシ
一 社寺ニ氏子檀徒無之向ハ信徒ノ類ノ人員ヲ記スヘシ
是迄届出ノ社寺仏堂等ヲ這回更ニ記入スル如キハ其事由ヲ別紙ニ届出ヘシ
一 明細帳中境内ヲ有セサルモノハ(借地)敷地幾坪ト記載スヘシ
(17) 前掲注(4) 丑木論文一八〇九頁。
(18) 前掲注(3) 伊藤論文(山口県ノ事例)では「提出本」(山口県文書館蔵、群馬県立文書館では「神社明細帳原簿」(前掲注(4)「群馬県行政文書件名目録」と称している。
(19) 前掲注(6) 青木論文では「中央庁本」、前掲注(5) 原論文(埼玉県ノ事例)では「史料館本」(史料館蔵)と称している。
(20) 前掲注(3) 伊藤論文では「清書本」(山口県神社庁蔵、前掲注(6) 青木論文では「編纂綴一原本・府本」、前掲注(5) 原論文では「文書館本」(埼玉県立文書館蔵)と称している。
(21) 福井県文書館ホームページ(<http://www.archives.pref.fukui.lg.jp>)。検索結果は平成十八年一月十四日現在のもの。
(22) 「本年丙第二十號達中、十四年八十五年ノ誤り、右正誤候事」と明治十七年三月六日の布達(号ナシ)で訂正あり。
(23) 前掲注(7) 梅田著書二二二頁。
(24) 前掲注(6) 青木論文一八〇九頁。
(25) 前掲注(6) 青木論文一八〇九頁。
(26) 前掲注(5) 原論文。なお、埼玉県の原本が、実際には戦後も埼玉県庁文書学事課等で継続して現用され続け、昭和四十九年度に埼玉県立文書館に移管されたことも紹介されている。
(27) 前掲注(6) 青木論文一九頁。
(28) 国本の書誌的記載については、平成十五年の調査結果、および前掲注(6) 青木論文に基づいている。
(29) 剥落したのであろうか、坂井郡三のみ村名の紙はない。
(30) 『日本古典籍書誌学辞典』(岩波書店、一九九九年)。
(31) 例外的なケースだが、県本の三方郡本簿には、版心に「縣社宇波西神社々務所」と印刷された野紙が綴じこまれている。これは三方郡八村で決裁された「合併予定明細書」をそのまま綴じ込んだものである。

- (32) 県本の南条郡本簿では、明治二十三年に村名を改称した茶臼山村は改称後の神山村と記載されており、同年改称した鹿見村は鹿見村と記載した上で堺村と追記訂正している。従って目録の綴じ込み時期は、明治二十三年ごろと推測される。
- (33) ただし、坂井郡の三冊は、県本・国本ともに分冊の順序に誤りがある。本来は三→二→一の順となるべきである(字名順は正しい)。
- (34) 福井県の神社整理については、笠松雅弘「神社整理」政策と福井県における展開(『福井県史研究』創刊号、一九八四年)、同「解説」(『影印本福井県神社明細帳(嶺南編)』)、『福井県史』通史編5近現代一(四五七〜四六〇頁を参照)。
- (35) ただし、若敦四郡分でも番地を朱記したものもごく一部に見られるほか、移転や脱漏編入により明治十年代末から二十年代に、「福井県」の野紙に記載されたものは、番地まで記載されている。
- (36) 神社改めについては、前掲注(1)安丸著書(四五〜一七九頁を参照。また、旧小浜藩領(若敦四郡)の明細帳の由緒には「明治二年度旧小浜藩ヨリ神社取調ノ際」や「明治二巳年二月御改メ之節」、「明治二巳年四月社寺御調査ノ際」といった記載が散見されることから、藩の神社改めが明治二年に行われたことを見て取れる。なお、福井県における社号変更については「福井県史 通史編5近現代一(二二八〜三〇三頁を参照のこと)。
- (37) 前掲注(1)安丸著書六頁。
- (38) 府県社以下神社神饌幣帛料供進二関スル件(明治三十九年勅令第九十六号)
- 第一条 府県八府県社、郡又ハ市ハ郷社、市又ハ町村ハ村社ノ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得
村ハ村社ノ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得
2 前項ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ヘキ

神社ハ地方長官之ヲ指定ス
第二条 前条神饌幣帛料ノ金額ハ内務大臣之ヲ定ム
第三条 北海道沖繩県其ノ他市制・町村制ヲ施行セサル地方ニ於ケル府県社・郷社・村社ノ神饌幣帛料ニ関スル規定ハ内務大臣之ヲ定ム

附則

- 本令施行ノ期日ハ内務大臣之ヲ定ム
(39) 前掲注(5) 原論文。
- (40) 前掲注(4) 『群馬県行政文書件名目録 第6集』三五〜三九九頁「資料一四 神社財産登録管理及會計ニ関スル細則(抜粋)」を参照。なお県立図書館には、郡役所から提出された簿冊と見られるもので「神社宝物登録台帳(丹生郡役所、明治四十一年以降)」、「神社財産登録控(遠敷郡役所)」の存在が確認できる。
- (41) 簿冊と見られるもので「神社宝物登録台帳(丹生郡役所、明治四十一年以降)」、「神社財産登録控(遠敷郡役所)」の存在が確認できる。
- (42) 神職制度については、前掲注(7)梅田著書第二章第二節第四項「神職制度」を参照。
- (43) 本抜明細帳には、明治十四年十一月から明治三十年十月の間に、合併・移転を行なった神社を収載している。明治二十九年に始まる「神社整理」により、それまでとは比較できない程に、合併や移転の数は増大する。そのため、それまでの抜明細帳で保存する方法をやめ、本簿に綴じたままにして存置する方法に転換したとも考えられる。
- (44) この二冊の追加簿の内容は、明治十六年から明治四十二年の間のものに限られており、あるいは抜明細帳同様に明治三十九年以後のものかもしれない。
- (45) 前掲注(5) 原論文。
- (46) 『武生市史 資料編 社寺の由緒』(武生市役所、一九八八年) 所収の「解題」。
- (47) 『影印本福井県神社明細帳(嶺南編)』の「あ

とがき」。

- (48) 笠松雅弘も『影印本福井県神社明細帳(嶺南編)』の「解題」で「記載内容から、いきなり江戸時代以前にまでさかのぼって地域の神社のあり方を見ることは少し危険」であり、「記述された内容のすべてが地域の動向を純粹に映し出しているとはかぎらない」と指摘している。
- (49) 例えば、旧平泉寺村役場文書の「社寺要書」、旧松永村役場文書の「社寺二関スル願届等ノ書類綴」などには、明細帳調製過程を物語る提出書類やその写しが綴じ込まれている(いずれも福井県文書館に複製本あり)。
- (50) この点について、出口政司「福井空襲時における福井県公文書(『福井県文書館研究紀要』第二号、二〇〇五年)は興味深い談話を伝えている。当時、社寺兵事課に勤務していた元県職員談によれば、社寺兵事課の重要書類は、昭和二十年七月中旬頃、護国神社敬神道場に疎開したため兵火を免れたが、終戦後、米軍の進駐に際し、見られては困るとの理由から、全部焼却された、というのである。疎開の事実も、七月二日付福井新聞「重要書類は疎開」という記事でも確認されるが、本文でも触れた昭和二十一年三月の時点においても、明細帳が福井県で保管されていたとする記載と符合しない。
- 〔追記〕平成十五年八月、史料館における国本調査については、学習院大学の野尻泰弘氏にご協力いただいた。この場を借りてお礼を申し上げます。また、本稿執筆に際しては、福井県文書館の目録データベース「福井県報の検索」に大変お世話になった。あわせて感謝したい。